UCR受入地利用案内

平成２９年度

平成２９年４月

株式会社 建設資源広域利用センター

目　　次

はじめに

1　事業の仕組みと当社の役割 …… p.1
2　ＵＣＲが斡旋する受入地（以下、「ＵＣＲ受入地」）に搬入する土砂 …… p.1
3　留意していただくこと …… p.2
4　ＵＣＲ受入地の受入日及び受入時間 …… p.2
5　ＵＣＲの営業日等（相談、受付等業務） …… p.2
6　ＵＣＲ受入地の受入料金 …… p.2
　土質区分基準（表－１） …… p.3
　調査試験方法（表－２） …… p.4
　コーン指数の測定方法（参考表） …… p.4

第Ⅰ章　発注機関の皆様へ

1　ＵＣＲ受入地を利用できる発注機関 …… p.5
2　ＵＣＲ受入地利用の申込方法 …… p.5
3　ＵＣＲ受入地の利用条件 …… p.5
4　発注工事の請負契約上の措置のお願い …… p.6
5　工事請負者への証明書類の交付 …… p.6
6　土質不適合、設計変更時等の措置 …… p.7
7　ＵＣＲ利用の全体フロー …… p.8
　工事間利用で注意して頂くこと（搬出側） …… p.9

第Ⅱ章　請負者の皆様へ（ＵＣＲ受入地への搬入を申し込まれる皆様へ）

1　搬入申込みの手続と手順 …… p.10
2　搬入申込みのフロー …… p.14
3　ＵＣＲへの提出書類 …… p.15
4　留意事項 …… p.18
5　受入地別提出書類一覧表 …… p.19

第Ⅲ章　運搬についての注意事項 …… p.22

受入地毎の提出書類

1　全ての受入地で申込時に提出が必要な書式、図書類 …… p.23
（1）全ての受入地で必要な書式、図書類 …… p.23
　様 式 1　　土砂搬入申込書 …… p.24
　様 式 2　　土砂搬入計画表 …… p.25
　様 式 3　　分割発券申請予定表 …… p.26
　様 式 4　　発券申請書 …… p.27

様 式 5　地質分析（濃度）結果証明書 …… p.28
様式５－１　地質分析（濃度）結果証明書 …… p.28
（様式5-2、5-3、5-4、5-5使用の受入地以外）
様式５－２　地質分析（濃度）結果証明書 …… p.29
「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「厚木市飯山(Ⅱ)」「大磯町大磯港」「城南島」
様式５－３　地質分析（濃度）結果証明書 …… p.30
「三郷市番匠免」
様式５－４　地質分析（濃度）結果証明書 …… p.31
「八潮市垳」
様式５－５　土壌検査結果証明書 …… p.32
「横須賀市久里浜港」
様 式 13　仮置場使用確認書 …… p.33

２　受入地により申込時に追加で提出が必要な書式、図書類 …… p.34
（１）「江戸川・中川ヤード」「加須 IC 東地区」「寄居スマート IC 西地区」
「荒川下流松島左岸」で必要な書式、図書類 …… p.34
（２）「青梅地区」「八王子地区」「相模湖鶴島土地改良区」で必要な書式、図書類 …… p.34
（３）「秋ヶ瀬ヤード」で必要な書式、図書類 …… p.35
（４）「市川港」「三郷市番匠免」「横浜鈴繁埠頭」「厚木市飯山(Ⅱ)」
「大磯町大磯港」「城南島」で必要な書式、図書類 …… p.35
（５）「千葉市スポーツ公園」で必要な書式、図書類 …… p.36
（６）「八潮市垳」で必要な書式、図書類 …… p.36
（７）「横須賀市久里浜港」で必要な書式、図書類 …… p.37
様 式 6　土砂等発生元証明書 …… p.38
様式６－１　土砂等発生元証明書 …… p.38
「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「厚木市飯山(Ⅱ)」「大磯町大磯港」「城南島」
様式６－２　土砂等発生元証明書 …… p.39
「三郷市番匠免」
様式６－３　土砂等発生元証明書 …… p.40
「八潮市垳」
様式６－４　土砂等発生元証明書 …… p.41
「横須賀市久里浜港」
様 式 7　検査試料採取調書 …… p.42
様式７－１　検査試料採取調書 …… p.42
「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「厚木市飯山(Ⅱ)」「大磯町大磯港」「城南島」
様式７－２　検査試料採取調書 …… p.43
「三郷市番匠免」
様式７－３　検査試料採取調書 …… p.44
「八潮市垳」
様式７－４　検査試料採取調書 …… p.45
「横須賀市久里浜港」

様 式 １２　運搬車両一覧表 …… p.46
様式12-１　運搬車両一覧表 …… p.46
「青梅地区」「八王子地区」「相模湖鶴島土地改良区」
様式12-２　運搬車両一覧表 …… p.47
「秋ヶ瀬ヤード」
様 式 １４　建設残土発生場所等証明書 …… p.48

３　土量増や工期延伸などが生じた時に提出が必要な書式、図書類 …… p.49
（１）全ての受入地で提出が必要な書式、図書類 …… p.49
（２）受入地により追加で提出が必要な書式、図書類 …… p.50
①「市川港」「三郷市番匠免」「横浜鈴繁埠頭」「厚木市飯山(Ⅱ)」「大磯町大磯港」「城南島」 …… p.50
②「八潮市垳」 …… p.50
③「横須賀市久里浜港」 …… p.51
④ その他の受入地 …… p.52
様 式 ８　（工期・）発生土量の変更に伴う証明書 …… p.53

４　完了時に提出が必要な書式、図書類（全受入地共通） …… p.54
（１）申込土量より搬入土量が少ない場合に提出が必要な書式、図書類 …… p.54
（２）申込土量全量の搬入が完了した場合に提出が必要な書式、図書類 …… p.54
（３）ＵＣＲからの土砂搬入完了確認書が必要な場合に提出が必要な書式、図書類 …… p.54
様 式 ９　土砂搬入完了精算書 …… p.55
様 式 １０　土砂搬入完了届 …… p.56
様 式 １１　土砂搬入完了確認依頼書 …… p.57
そ の 他　土砂搬入完了確認書（当社から発行します） …… p.58
「土砂搬入完了確認依頼書」の提出を受けて発行します。

※　様式１～14については、**当社ホームページからダウンロード**できます。
検索サイトから **「ＵＣＲ」** ⇒ **「建設資源広域利用センター」** ⇒ 首都圏事業、請負者（申込者）の皆様への **「ダウンロード（新様式）」** から必要な様式をダウンロードしてください。（様式により Word、Excel、PDF の各形式があります。）

（参考）
神奈川県都市整備技術センターが窓口になる案件（神奈川県発注工事、県内市町村発注工事（政令市を除く））については、**p.21 の提出書類一覧表を参照してください。**
様式については上記ホームページ「ダウンロード（新様式・神奈川県都市整備技術センター受付工事）」からダウンロードできます。

平成29年度UCR首都圏事業受入地位置図 …… p.60

平成29年度UCR建設発生土受入地一覧表 …… p.62

試験項目・注意事項 …… p.64

平成29年度UCR受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表 …… p.66

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影 …… p.70

試料採取状況写真の撮影方法 …… p.72

注　意　事　項

◎試験実施前に、工事平面図・標準横断図・土質柱状図などをご用意の上、試料採取方法や試験項目・頻度について、ＵＣＲ担当者までご相談ください。

◎受入地の事業計画変更等により受入可能時期・土量・土質等が変更になる場合があります。その際ご希望に沿えないこともありますので、あらかじめご了承ください。

ご利用を検討されている担当者の皆様には、設計・積算の段階で最新の情報をお問い合わせくださいますようお願いします。（詳細は p.5 を参照願います。）

※地質分析事業者の紹介は、下記協議会へお問い合わせください。

◇東京都　東京都環境計量協議会
ＴＥＬ　０３（５８１２）４１１１
ＵＲＬ　http://www.toukankyo.org/

◇埼玉県　（一社）埼玉県環境計量協議会
ＴＥＬ　０４８（６４９）５４９９
ＵＲＬ　http://www.saikankyo.jp/

◇神奈川県　（一社）神奈川県環境計量協議会
ＴＥＬ　０４５（７９０）５２８０
ＵＲＬ　http://www.shinkankyou.com/

◇千葉県　千葉県環境計量協会
ＴＥＬ　０４３（２３３）８９６７
ＵＲＬ　http://www.senkankyou.jp/

はじめに

ＵＣＲの首都圏事業は建設発生土を資源として有効利用することを通じて、公共事業の円滑な推進と循環型社会づくりに貢献することを目的としています。

1　事業の仕組みと当社の役割

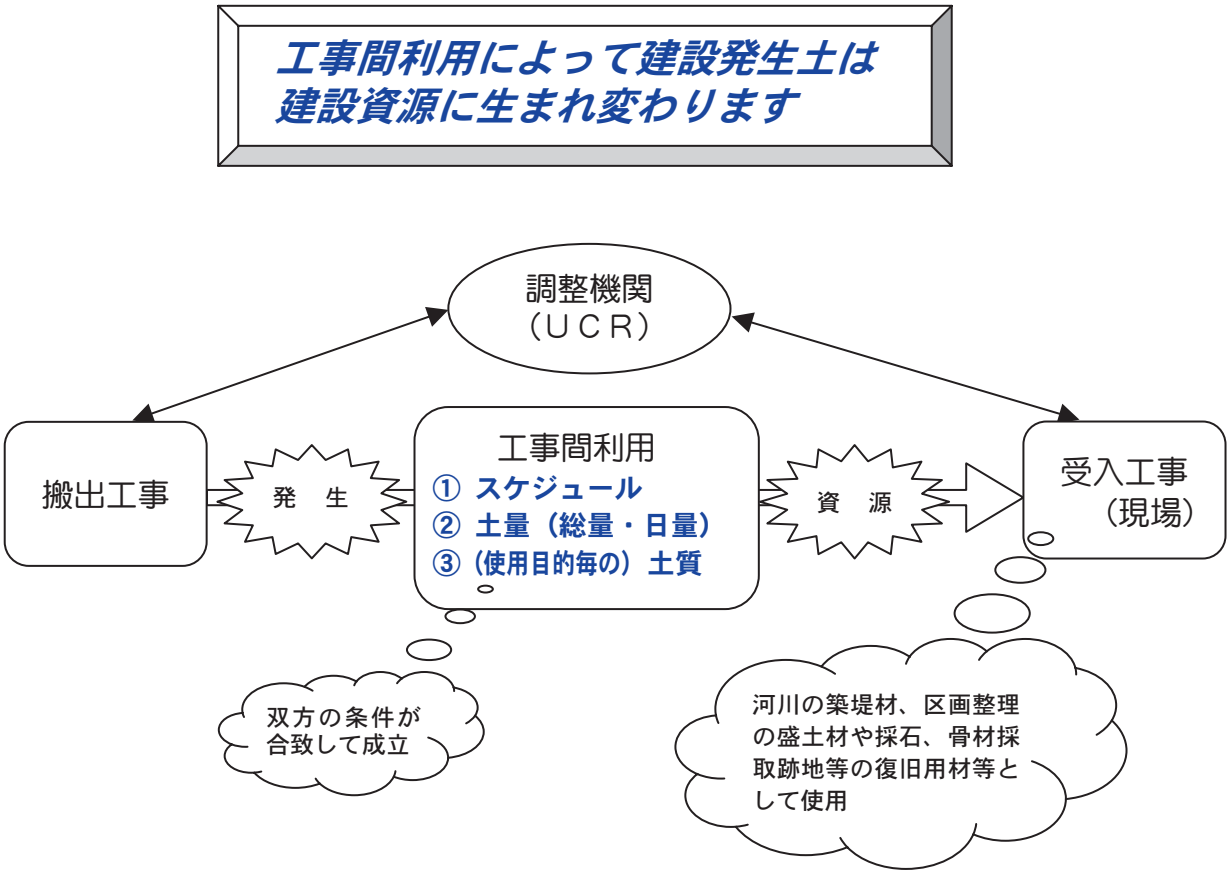

2　ＵＣＲが斡旋する受入地（以下、「ＵＣＲ受入地」）に搬入する土砂

(1)　搬入可能な土砂は、**土砂搬入申込書に記載された土砂**に限ります。
土砂搬入申込書に**記載された工事現場以外の土砂は、搬入できません。**

(2)　建設発生土の土質区分は、**土質区分基準（表―１）**により分類されます。
次のような土砂は、搬入できません。

①　受入地が定める基準に適合しない土砂（土質、有害性等）
②　関係する法令等の基準値を満たさない土砂※
③　一般廃棄物及び産業廃棄物が混入している土砂

※　土壌汚染対策法施行規則で定める基準（p.64参照）を超過する場合、又は土壌汚染対策法第６条（要措置区域）あるいは第11条（形質変更時要届出区域）に指定されている区域からの搬出を予定する場合は、事前にご相談ください。

3　留意していただくこと

(1)　搬入時期や土量、試料採取方法等受入地毎の調整が必要となりますので、搬入申込みの前に、必ず事前にＵＣＲ担当者に相談してください。
事前の相談がない場合は搬入をお断りする場合もあります。

(2)　ＵＣＲ受入地の事情により、受入計画に変更があった場合などに、**受入地の変更**をお願いする場合があります。

(3)　悪天候、交通事情、突発的事故等により受入れができない場合には、受入れを停止又は制限する場合があります。

(4)　「土砂搬入管理券」は、第三者に譲渡することはできません。
譲り受けた「土砂搬入管理券」は、**無効**です。

4　ＵＣＲ受入地の受入日及び受入時間

(1)　受入日は、原則として**日曜日、国民の祝日（振替日を含む）、夏期休暇（旧盆等）、年末年始を除く平日**とします。土曜日については、別途受入地毎に定めます。

(2)　受入時間は**午前８時 30 分から午後４時 30 分までを標準**としますが、受入地毎に定めています。
なお、夜間の受入れが可能なＵＣＲ受入地もあります。

5　ＵＣＲの営業日等（相談、受付等業務）

ＵＣＲの営業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日（振替日を含む）、年末年始を除く平日（月曜日から金曜日）、営業時間は午前９時から午後５時 30 分です。

また、問い合わせ先は「首都圏課ＴＥＬ（０３−６４２７−３３６６）」です。

6　ＵＣＲ受入地の受入料金

(1)　ＵＣＲ受入地の受入単価は、「受入地」によって異なりますので、**本書「平成 29 年度ＵＣＲ建設発生土受入地一覧表（p.62〜63）」または当社ホームページ「受入地一覧（受入条件）」をご参照**ください。

(2)　受入料金＝（発券土量×受入単価）＋（消費税）
発券土量＝発券枚数×ダンプ１台当たりの積載土量

(3)　土砂搬入管理券は、搬入申込土量の搬入に必要となるダンプの台数分購入してください。

発券枚数＝搬入申込土量÷ダンプ１台当たりの積載土量 …（端数切上げ）
※ 平均単位体積重量が1.8t/㎥の場合、10t車で5.55㎥、4t車で2.22㎥、3t車で1.66㎥、2t車で1.11㎥
（久里浜港については、ほぐし土量で10t車で6.66㎥、4t車で2.66㎥、2t車で1.33㎥を標準とします。）

受入料金の払い込みの確認をした後、申請された枚数の土砂搬入管理券を発行します。

表－1

土 質 区 分 基 準

（H18.8.10 国土交通省通知「発生土利用基準について」から）

区分（国土交通省令）[*1]	細区分[*2),3),4]	コーン指数 qc[*5] (kN／m²)	土質材料の工学的分類[*6),7]		備考[*6]	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比（地山）Wn（%）	掘削方法
第１種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるもの）	第１種	—	礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	—	・排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、１ランク下の区分とする。 ・水中掘削等による場合は、２ランク下の区分とする。
			砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}		
	第1種改良土[*8]		人工材料	改良土{I}	—	
第２種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの）	第 2a 種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—	
	第 2b 種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第２種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第３種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）	第 3a 種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第 3b 種		粘性土	シルト{M}、粘性土{C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
	第３種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第４種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの（第３種建設発生土を除く））	第 4a 種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第 4b 種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40～80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	40～80%程度	
	第４種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
泥土[*1),9]	泥土 a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	泥土 b		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
	泥土 c		高有機質土	高有機質土{Pt}	—	

＊1）国土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令　平成13年3月29日　国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令　平成13年3月29日　国交令60）においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。

＊2）この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを決めるものではない。

＊3）表中の第1種～第4種改良土は、土（泥土を含む）にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。
例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN／m²以上の性状に改良したものである。

＊4）含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

＊5）所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数（表－2参照）。

＊6）計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（（社）地盤工学会）と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

＊7）土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mm と定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

＊8）砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

＊9）・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について　昭和46年10月16日　環整43　厚生省通知）
・地山の掘削により生ずる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。
（建築工事等から生ずる廃棄物の適正処理について　平成13年6月1日　環廃産276　環境省通知）
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。

表－2

土質区分判定のための調査試験方法

（H18.8.10 国土交通省通知「発生土利用基準について」から）

判定指標[*1)]	試　験　方　法	規格番号・基準番号
コーン指数[*2)]	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

*1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。
*2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。（参考表参照）

参考表

コーン指数（ｑｃ）の測定方法

（H18.8.10 国土交通省通知「発生土利用基準について」から）

供試体の作製	試　　料	4.75mmふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は9.5mmふるいを通過させたものとする。
	モ　ー　ル　ド	内径 100±0.4 ㎜ 容量 1,000±12cm^3
	ラ　ン　マ　ー	質量　2.5±0.01kg
	突　　固　　め	3層に分けて突き固める。各層ごとに 30±0.15 cm の高さから 25 回突き固める。
測　　定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24cm^2、先端角度 30 度のもの
	貫　入　速　度	1 cm／sec
	方　　法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cm 貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計　　算	貫　入　抵　抗　力	貫入量 5 cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コ　ー　ン　指　数　（ｑｃ）	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24cm^2 で除する。

注）ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判定する。

＊「締固めた土のコーン指数試験方法（JIS A 1228）」（地盤工学会編「土質試験の方法と解説　第一回改訂版」pp.266－268）をもとに作成

第Ⅰ章　発注機関の皆様へ

1　ＵＣＲ受入地を利用できる発注機関

（1）　国及び地方自治体等（都県、区市町村及び関連する公社等）
（2）　特殊法人、独立行政法人、国立大学法人
（3）　公益企業（鉄道、電気、通信、ガス、学校教育法による学校等）
（4）　土地区画整理組合、市街地再開発組合等
（5）　その他、事業内容に公共、公益性が認められる工事を実施する機関
（6）　民間企業（発注元又は元請施工業者が当社の出資会社の場合等（１件あたり１千㎥以上に限る））

2　ＵＣＲ受入地利用の申込方法

（1）　「ＵＣＲ利用調整会議」での申込み

公共工事の場合には、ＵＣＲ受入地の利用を調整するために「ＵＣＲ利用調整会議」がおかれています。

「ＵＣＲ利用調整会議」は原則として毎年11月に１回目を開催、ＵＣＲ受入地リストを各構成機関に提示しています。そのリストに基づき利用希望を募り、調整のうえ搬入工事ごとにＵＣＲ受入地を決定、３月に開催する２回目の調整会議でお知らせしています。

「ＵＣＲ利用調整会議」の構成機関は、東京都、神奈川県、埼玉県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市、（独）都市再生機構、東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、首都高速道路（株）及び（株）建設資源広域利用センター（ＵＣＲ）です。
事務局は、（株）建設資源広域利用センター（ＵＣＲ）におかれています。

（2）　「ＵＣＲ利用調整会議」対象以外での申込み（随時）

『「ＵＣＲ利用調整会議」での調整がなされなかった公共工事』及び『民間工事』につきましては、事前に当社ホームページや当社へのお問い合わせによりＵＣＲ受入地の最新情報をご確認くださいますようお願いします。

また、発注時点でＵＣＲに直接ご相談いただければ、ＵＣＲ受入地の最新情報を確認のうえ、建設発生土の受入れが可能か調整させていただきます。

3　ＵＣＲ受入地の利用条件

受入地、土質、搬入方法については、「平成29年度ＵＣＲ建設発生土受入地一覧表(p.62～63)」をご覧ください。

受入料金は、受入地によって異なります。

4　発注工事の請負契約上の措置のお願い

(1) 請負工事契約の**特記仕様書**などに、「搬入するＵＣＲ受入地」の場所、「土量」、「受入単価」、「試験に関する事項」などの**条件を明記**してください。

(2) 工事の積算額の中に、**「ＵＣＲ受入地までの運搬経費」、「ＵＣＲ受入料金」、「試験費用」（未実施の場合）**を計上してください。

(3) ＵＣＲ受入地は工事間利用を基本としていますので、土砂搬入申込み後、受入先との協議等に所定の日数を必要とします。**土質試験・受入地協議・条例上の手続・発券手続期間を考慮した余裕のある発注を心掛けてください。****（p.13 参照）**

5　工事請負者への証明書類の交付

公共工事の発注機関の皆様には、工事の請負者が、ＵＣＲ利用申込みに際して必要となる下記の事項の確認及び証明をお願いいたします。

(1)　土砂搬入申込書の事実確認及び証明（監督員の記名、押印）

年　月　日

土 砂 搬 入 申 込 書

〔新規／第　回変更（土量増、工期延伸　承諾番号＿＿＿＿＿＿＿＿）〕

㈱建設資源広域利用センター　御中

工事請負者　住　所
法人名
代表者職氏名　印

次のとおり建設発生土の搬入を申し込みます。
なお、搬入中及び搬入後の土砂の中に受け入れ先の品質基準に適合しないものの混入が発見された場合は速やかに撤去します。

搬入先（受入地名）			
発注機関			
工事名			
工事場所			
契約工期	当初・変更前　年　月　日 ～ 年　月　日		
	変更後　〃 ～ 年　月　日		
搬入申込土量（地山）	当初・変更前 m^3	変更後 m^3	差引増 m^3
土質	第　種建設発生土（　）	平均単位体積重量（地山）	t/m^3
汚染要因となる環境項目への該当	□ 工場・病院跡地など汚染の恐れがある地域 □ 法令に基づく届け出、調査を行った地域 □ 上記項目には該当しない地域		
工事請負者担当者（氏名）　（電話）　（携帯） 搬入承諾書送付先（FAX） （郵便番号）　（宛名）			

監　督　員

上記のとおり相違ないことを申し添えます。
発注機関（所属） 監督員（氏名）　印 （電話）　（FAX）

注意
1）承諾番号は変更の場合のみご記入下さい。
2）平均単位体積重量（地山）は1.8 t /m^3とします。これより大きい値となる場合は根拠資料を用意のうえご相談ください。
3）汚染要因となる環境項目への該当は該当箇所にチェックマークをご記入ください。
4）発注機関監督員の印は発注元が公共機関（国、地方公共団体、それらの関係機関）の場合は必ず記入・押印してください。

※　添付書類はUCR受入地利用案内及びＨＰ掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。

(2) 土砂搬入完了精算書の事実確認及び証明（監督員の記名、押印）

年　月　日

土砂搬入完了精算書

〔承諾番号＿＿＿＿＿＿＿＿〕

㈱建設資源広域利用センター　御中

工事請負者　住　所
法人名
代表者職氏名　　印

次のとおり土砂搬入が完了し搬入完了土量が搬入申込土量を下回ったので届け出ます。

搬入先（受入地名）					
発注機関					
工事名					
搬入申込土量	m^3				
搬入完了土量（券換算）	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計
	t車券	枚	m^3	m^3	
	t車券	枚	m^3	m^3	
	t車券	枚	m^3	m^3	m^3

上記に伴う受入料金の還付を下記のとおり申請します。

未使用返却券枚数及び返却券土量	券種	返却券枚数	積載土量	返却券土量	返却券土量の合計
	t車券	枚	m^3	m^3	
	t車券	枚	m^3	m^3	
	t車券	枚	m^3	m^3	m^3
受入単価	昼　／　夜	（地山１m^3当たり）			円
還付金額	（税込）				円

還付先	金融機関・支店名	口座名義人（フリガナ）	科目	口座番号
	銀行 支店	（　　）	当座・普通	
備考欄				

工事請負者担当者（氏名）　　（携帯）
（電話）　　（FAX）

上記のとおり相違ないことを申し添えます。

発注機関（所属）
監督員（氏名）　　印
（電話）　　（FAX）

監督員

注意
1）備考欄は工事請負者と払戻先口座名義人が異なるとき、双方の関係をご記入ください。

6　土質不適合、設計変更時等の措置

ＵＣＲ受入地では、それぞれの受入地ごとに「受入事業者と協議して定めた受入基準」があります。その基準に適合した「申込書に記載の建設発生土」に限り搬入できます。

- **ＵＣＲが搬入を承諾し、ＵＣＲ受入地に建設発生土の搬入を開始した後であっても、受入基準に適合しないことが判明した場合には、今後の搬入をお断りし、搬入済みの土砂についても回収していただきます。**
- 設計変更や受入基準に適合しないなどの理由により、搬入土量が変更となる場合は、搬入申込の変更又は搬入完了精算の手続が必要となります。（p.49、54 参照）

7　ＵＣＲ利用の全体フロー

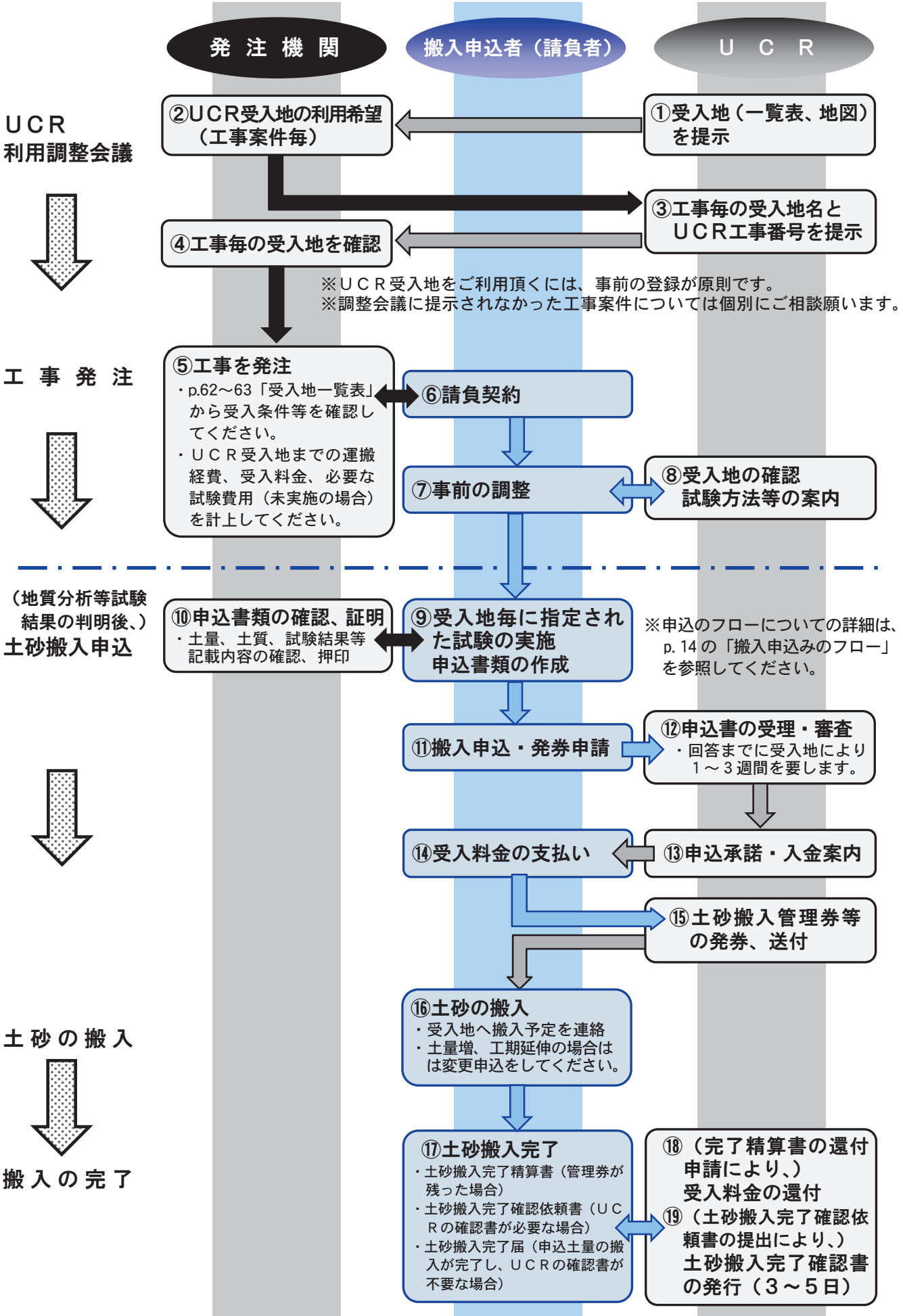

工事間利用で注意して頂くこと（搬出側）

1．受入工事は残土処分地ではありません。
2．受入側は建設発生土(材料)が無ければ工事ができません。

1．受入工事（現場）は残土処分地ではありません。

◇ **常時**受け入れられるわけではありません。
◇ **必要量**しか受け入れません。
◇ **土質条件を満足する土**しか受け入れません。

2．受入側は建設発生土（材料）が無ければ工事ができません。

◇ 受入側にとって建設発生土は**材料**です。
◇ **必要とする時期に必要量を**受け入れます。
◇ 使用目的により定められた**土質条件があります。**

上記の事柄を念頭に事前登録を行ってください。

河川の築堤材、区画整理の盛土材や採石、骨材採取跡地等の復旧用材等として使用。

①次の条件を考慮して**実施レベルの施工計画**を策定してください。

a）スケジュール（地元調整・警察協議等も考慮してください。）
b）土量（総量・日量）
c）土質（複数の土質があれば考慮してください。）

調査票をもとに割り振りを行います。
十分調整のうえ作成してください。

②**実情にあった発注計画**を行ってください。

a）予算
b）地元調整
c）現場状況

事前調整されながら発注されない工事が多数あります。無理の無い発注計画を…

③計画変更が生じた場合は、**速やかに連絡**してください。

発注の中止・遅延が生じた場合は、受入地リストの中から再検討してください。

搬入の中止や土量の減少、搬入時期の遅れなどは受入側に多大な損害を与えます。

第Ⅱ章　請負者の皆様へ
（ＵＣＲ受入地への搬入を申し込まれる皆様へ）

1　搬入申込みの手続と手順

(1)　申込みに先立って

①設計図書で**ＵＣＲ受入地名**を確認し、必ず事前にＵＣＲ担当者までご連絡ください。試験項目などの確認をさせていただきます。

（連絡先；首都圏課（代表）TEL03-6427-3366）

事前の連絡・確認がない場合には、搬入をお断りすることもあります。

②「平成 29 年度ＵＣＲ建設発生土受入地一覧表（p.62～63）」やホームページからも、必要な試験項目、提出書類を確認できます。

③**ホームページからは、必要な様式がダウンロードできます。**

④**下書きした書類をＵＣＲ担当者にファックスやメールにて送付**してください。記載内容を確認いたします。

⑤確認後、会社代表者印を押印のうえ、**発注機関の監督員の確認・押印**を受けてください。

（※下書き確認を受けずに会社代表印や発注機関監督員の押印を受けると、書類に修正が生じた場合は、これらの印を再度押印していただくことになります。）

(2)　ＵＣＲへの申込み及び発券申請（利用申込者）

搬入申込者（請負者）は、発注機関の担当者に記入内容の確認を受けた「土砂搬入申込書」（様式１）及び「発券申請書」（様式４）に、必要な書類を添えて、**ＵＣＲへ原本を１部郵送**してください。

郵送先　〒150-0002
東京都渋谷区渋谷二丁目17番5号　シオノギ渋谷ビル10階
（株）建設資源広域利用センター　受入地担当　宛

(3)　土砂搬入承諾書の送付及び入金案内（ＵＣＲ）

ＵＣＲは、「土砂搬入申込書」「発券申請書」他を確認した後、**「土砂搬入承諾書」及び入金案内**を搬入申込者あてに**ファックスにより送付**します。

(4) 受入料金の支払い（搬入申込者）

・搬入申込者は、「発券申請書」に記載された受入料金を、支払予定日を目安に**入金案内記載の**ＵＣＲ指定金融機関口座に払い込んでください。

・銀行振込手数料は、**利用申込者**がご**負担**くださるようお願いします。

・銀行振込を行う際には、**振込依頼書に「土砂搬入承諾書」又は入金案内に記載の「承諾番号」を必ず記入してください。**

※　**承諾番号の未記入や誤記載**がありますと、入金の確認ができず、「土砂搬入管理券」の発行ができない場合があります。

(5) 入金の確認（ＵＣＲ）

入金については、ＵＣＲから金融機関へ問合せすることにより確認しますが、**通常、入金の翌営業日**となります。

(6) 土砂搬入管理券等の発行及び送付（ＵＣＲ）

・ＵＣＲは、入金確認後、**土砂搬入承諾書（当社代表印あり）、発券明細書、土砂搬入管理券、受入地通行証及びその他搬入に必要な書類等**を発行し、搬入申込者に宅配便により送付します。（当社での直接受取も可能です。）

・配送料金は、**利用申込者**が**ご負担くださるようお願いします。**

・土砂搬入管理券を分割購入する場合は、「分割発券申請予定表」を提出のうえ、その都度「発券申請書」を提出してください。

(7) 受入地への土砂の搬入（搬入申込者）

・搬入申込者は、ＵＣＲ受入地管理事業者**（連絡先は、土砂搬入承諾書の下段に記載しています。）**と搬入工程の調整をしてください。受入地によっては、「週間搬入予定表」の提出が必要な場合があります。

・土砂は、ＵＣＲ受入地に設けられた受付ゲートで、ダンプ１台ごとに**「土砂搬入管理券」（Ａ・Ｂ券）を提出**したうえで、搬入してください。

・「土砂搬入管理券」は、切取線によりＡ券とＢ券に分かれており、使用する前に既に切り離された券は、使用することができません。（異なる様式の土砂搬入管理券を使用する受入地もあります。）

・券には、事前に**バーコード**が印刷してあります。バーコードは、機械処理しますので、折り曲げたり、汚したりしないでください。

・管理券は、**工事の請負契約工期内であれば利用できます。**

（工期延伸が生じた場合は**延伸前工期の２週間前までに**土砂搬入申込書により工期延伸の手続きを行ってください。）

(8) 土砂搬入完了書類の提出（搬入申込者）

搬入申込者は、**土砂搬入完了後、２週間以内に「土砂搬入完了精算書」（申込土量より搬入土量が下回った場合、様式９）又は「土砂搬入完了届」（様式 10）を必ずＵＣＲに提出してください。**

「土砂搬入完了確認依頼書」（様式 11）を提出する場合は「土砂搬入完了届」の提出は不要です。

また、お貸しした**「受入地通行証」は全て返却してください。**

(9) 土砂搬入完了確認書の発行（ＵＣＲ）

ＵＣＲは、**「土砂搬入完了確認依頼書」が提出された場合、搬入が完了したことを証する「土砂搬入完了確認書」（p.58 参照）を発行します。**

(10) 注意事項

審査等に必要な標準処理日数（申込に必要な書類がＵＣＲに届いてから承諾の可否判定を搬入申込者に伝えるまでの標準的な期間）は次頁の表のとおりです。

ＵＣＲ内審査の他に、最終処分地のある県条例による手続きなどＵＣＲ外審査が必要となる受入地は、土砂の搬入開始予定日を踏まえ、余裕をもった申込み（変更申込みを含みます。）をお願いします。

標準処理日数表

	標準処理日数	審査内容	ＵＣＲ受入地
ＵＣＲ内審査	１週間 (標準)	書類の内容確認等	全ての受入地
上記に加えて ＵＣＲ外審査	２週間	(独)都市再生機構審査	千葉市スポーツ公園
		千葉県条例等手続	市川港 参考① 八潮市垳(がけ) 横浜鈴繁埠頭 大磯町大磯港 城南島
	１週間	和歌山県条例等手続	横須賀市久里浜港 参考②
		栃木県条例等手続	三郷市番匠免 参考③
		山梨県要綱等手続	相模湖鶴島土地改良区 参考④

参考①：最終受入地が千葉県内のため、千葉県や関連市の土砂条例等に基づく手続きが必要となります。

参考②：最終受入地が和歌山県内等のため、和歌山県等の土砂条例等に基づく手続きが必要となります。

参考③：最終受入地が栃木県内のため、栃木県の土砂条例等に基づく手続きが必要となります。

参考④：山梨県土砂運搬適正化指導要綱等に基づく手続きが必要となります。

※　これらの期間は標準的なものであり、案件や協議時期によってはより多くの期間がかかることもあります。

2　搬入申込みのフロー

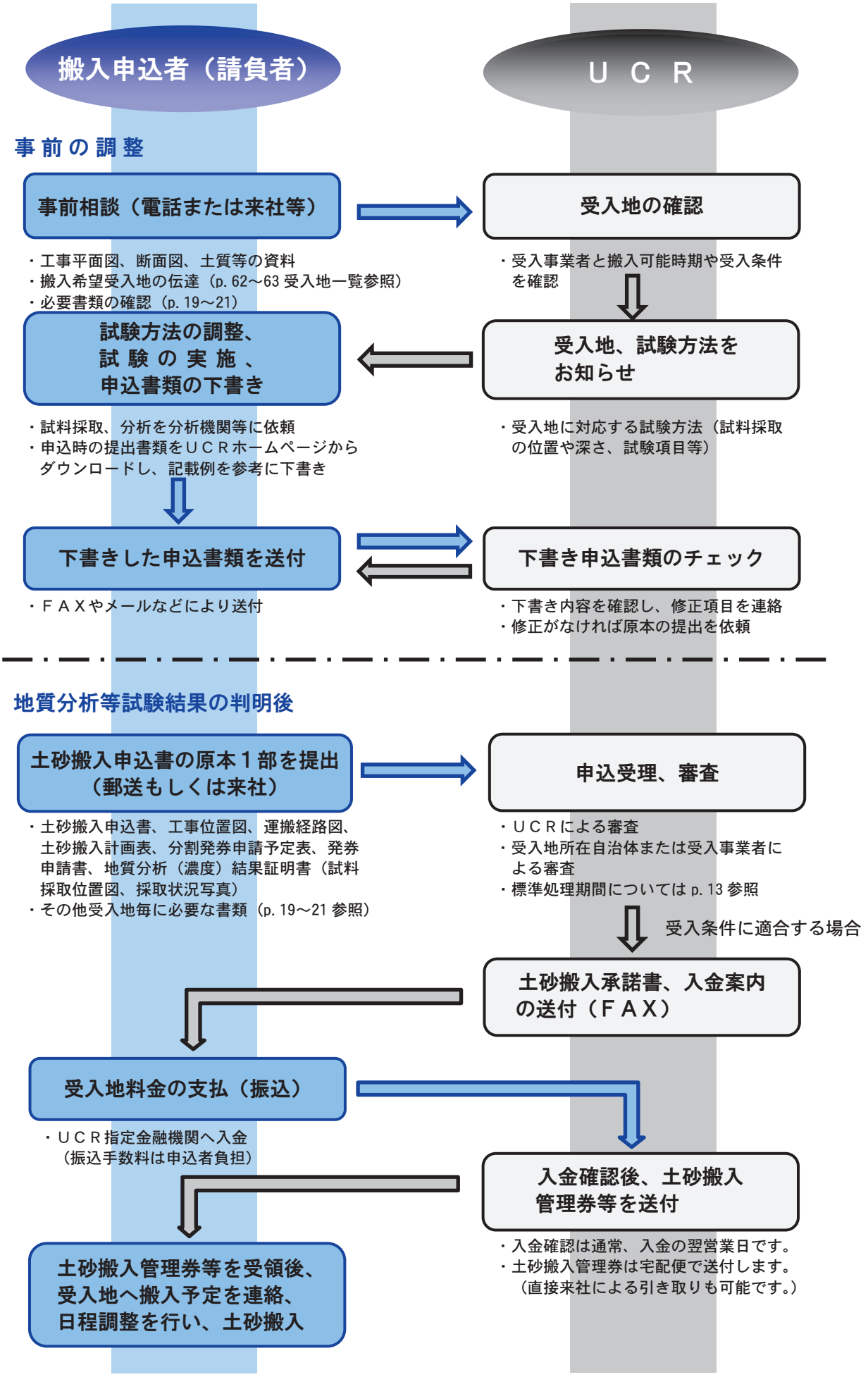
搬入申込者（請負者）
ＵＣＲ
事前の調整
事前相談（電話または来社等）
・工事平面図、断面図、土質等の資料
・搬入希望受入地の伝達（p. 62～63 受入地一覧参照）
・必要書類の確認（p. 19～21）
受入地の確認
・受入事業者と搬入可能時期や受入条件を確認
試験方法の調整、試験の実施、申込書類の下書き
・試料採取、分析を分析機関等に依頼
・申込時の提出書類をＵＣＲホームページからダウンロードし、記載例を参考に下書き
受入地、試験方法をお知らせ
・受入地に対応する試験方法（試料採取の位置や深さ、試験項目等）
下書きした申込書類を送付
・ＦＡＸやメールなどにより送付
下書き申込書類のチェック
・下書き内容を確認し、修正項目を連絡
・修正がなければ原本の提出を依頼
地質分析等試験結果の判明後
土砂搬入申込書の原本１部を提出（郵送もしくは来社）
・土砂搬入申込書、工事位置図、運搬経路図、土砂搬入計画表、分割発券申請予定表、発券申請書、地質分析（濃度）結果証明書（試料採取位置図、採取状況写真）
・その他受入地毎に必要な書類（p. 19～21 参照）
申込受理、審査
・ＵＣＲによる審査
・受入地所在自治体または受入事業者による審査
・標準処理期間については p. 13 参照
受入条件に適合する場合
土砂搬入承諾書、入金案内の送付（ＦＡＸ）
受入地料金の支払（振込）
・ＵＣＲ指定金融機関へ入金（振込手数料は申込者負担）
入金確認後、土砂搬入管理券等を送付
・入金確認は通常、入金の翌営業日です。
・土砂搬入管理券は宅配便で送付します。（直接来社による引き取りも可能です。）
土砂搬入管理券等を受領後、受入地へ搬入予定を連絡、日程調整を行い、土砂搬入

3　ＵＣＲへの提出書類

p.19～21「ＵＣＲ受入地別提出書類一覧表」を参照のうえ、必要な書類を提出してください。

全受入地共通で必要な書式

①　土砂搬入申込書（様式１）

・利用申込者が記入した後、発注機関の監督員の確認、押印を受けてください。
・土砂の平均単位体積重量は **1.8t/㎥**とします。
これより大きな値を用いる場合は**申込前に事前相談**をしてください。
その場合の平均単位体積重量については、発注者、受入地、ＵＣＲなどの立会確認により決定いたします。
・土量の増や工期延伸による変更の場合もこの書式を提出してください。

（添付図書）

Ⓐ　工事位置図（Ｓ＝1／2,500 程度）
搬出工事場所が分かる位置図を添付してください。

Ⓑ　運搬経路図（Ｓ＝1／25,000 程度）
搬出工事場所からＵＣＲ受入地までの経路図を作成してください。

②　土砂搬入計画表（様式２）

各月ごとの搬入予定を記入してください。

③　分割発券申請予定表（様式３）

土砂搬入管理券の発券を分割で申請する場合にのみ提出してください。

④　発券申請書（様式４）

・土砂搬入管理券は、ダンプ１台当たりの積載重量により10t、4t、3t、2t の４種類の券種があります。
上記以外の積載重量の車両については券種を組み合わせて発券します。
12t 車の場合、10t 車券と２t 車券
８t 車の場合、４t 車券２枚（城南島では８t 車券を発行）
７t 車の場合、４t 車券と３t 車券
・利用申込者は、「土砂搬入管理券」の必要枚数を、券種別に「発券申請書」に記載し、申請してください。
・管理券１枚（＝ダンプ１台）当たりの積載土量は次のとおりとします。
10t 車…5.55 ㎥、４t 車…2.22 ㎥、３t 車…1.66 ㎥、２t 車…1.11 ㎥
（久里浜港については、ほぐし土量で 10 t 車…6.66 ㎥、4 t 車…2.66 ㎥、2 t 車…1.33 ㎥）

「平均単位体積重量」が 1.8 t/㎥より大きくなる場合は、次式により求めた値とします。

積載土量（㎥）＝ 車種別積載重量（ｔ）÷ 土の単位体積重量（ｔ／㎥）

小数第三位以下は切り捨てます。

⑤ 地質分析（濃度）結果証明書（様式 5-1）（様式 5-2）（様式 5-3）（様式 5-4）（様式 5-5）※受入地により様式が異なります。

※「横須賀市久里浜港」受入地は土壌検査結果証明書と表示（別途、担当者に事前相談を）。

- 地質分析（濃度）試験を実施し、**地質分析（濃度）結果証明書**（計量証明事業者の登録番号に濃度と記入）を提出してください。**（溶出試験 28 項目（一部受入地は 27）は必須。）**（詳細は、「特定有害物質等試験項目一覧表」p.66～69 参照）
- 水素イオン濃度の測定を義務づけている受入地もありますので、ＵＣＲ担当者に確認してください。
- **試験を実施する前に掘削する部分の工事平面図や標準断面図をご用意の上、ＵＣＲ担当者までご相談ください。**
- 地質分析（濃度）試験の試料採取にあたってはなるべく試験を実施する専門の機関に依頼してください。（「横須賀市久里浜港」受入地の試料採取については専門機関による実施が義務づけられています。）
- 試験の実施は、専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。
- 地質分析（濃度）結果証明書の有効期間は、受入地毎に６ヶ月～２年以内と定められていますので、ＵＣＲ担当者に確認し、有効期間内に提出してください。

なお、最終処分地が千葉県、栃木県等の受入地の地質分析（濃度）結果証明書の有効期間は、検査試料採取日から原則６ヶ月以内となっています。

（平成 29 年度ＵＣＲ建設発生土受入地一覧表の「受入地ごとの注意事項」p.62～63 参照）

（添付図書）

Ⓐ 試料採取位置図

試料採取位置を記入した平面図や断面図を添付してください。

Ⓑ 試料採取状況写真

試料採取状況写真（カラーで鮮明なもの。カラーコピー可）を添付してください。

地質分析（濃度）試験の試料採取方法及び写真撮影は p.70～72 を参照してください。**（実施にあたっては必ず、ＵＣＲ担当者に事前相談してください。）**

⑥　土砂搬入完了届（様式 10）

搬入申込土量全量の搬出が完了した場合に提出してください。「土砂搬入完了確認依頼書」を提出する場合は不要です。

⑦　土砂搬入完了精算書（様式９）

発注機関の設計変更や土質等の受入条件が合わない等のため、申込土量より搬入土量が減となった場合に提出してください。

未使用の土砂搬入管理券がある場合は、受入料金の還付ができます。

土砂搬入完了精算書を受理してから 30 日以内に利用申込者が指定する銀行口座へ精算金額を振り込みます。

※　**受入料金の還付を受ける場合、公共機関（p.5 発注機関の(1)～(3)）の発注工事にあっては発注機関の確認が必要です。**

※　未使用の土砂搬入管理券も返却してください。

⑧　土砂搬入完了確認依頼書（様式 11）

「土砂搬入完了確認書」の発行を希望する場合に提出してください。

⑨　仮置場使用確認書（様式 13）

やむを得ず掘削後に直接受入地に搬入せず、工事現場外に仮置場を使用する場合は提出してください。

横須賀市久里浜港においては、原則として仮置きを認めておりませんので、仮置場の使用については、ＵＣＲ担当者までご相談ください。（別様式）

受入地によっては必要となる書式

⑩　ダイオキシン類試験結果証明書

・試験を実施する場合は、専門の機関（特定計量証明事業者）に依頼してください。

・提出書類は、「特定濃度計量証明書」又は、「試験成績書と特定計量証明事業者認定証の写し」です。

⑪　土質試験結果

土粒子の密度試験、土の含水比試験、土の締固め試験、締固めた土のコーン指数試験等の土質試験が必要な受入地があります。（「平成 29 年度ＵＣＲ建設発生土受入地一覧表」p.62～63 及び p.65 参照）

⑫　運搬車両一覧表（様式 12-1）（様式 12-2）

搬入車両の確認、交通規制の実施等のために**「運搬車両一覧表」**を提出していただく受入地があります。

受入地に建設発生土を搬入するダンプを全て記載してください。

（様式 12-1）青梅、八王子地区、相模湖鶴島土地改良区

（様式 12-2）秋ヶ瀬ヤード

⑬　土砂等発生元証明書（様式 6-1）（様式 6-2）（様式 6-3）（様式 6-4）

⑭　検査試料採取調書（様式 7-1）（様式 7-2）（様式 7-3）（様式 7-4）

（様式 6-1）（様式 7-1）を提出；市川港、横浜鈴繁埠頭、厚木市飯山(Ⅱ)、大磯町大磯港、城南島

（様式 6-2）（様式 7-2）を提出；三郷市番匠免

（様式 6-3）（様式 7-3）を提出；八潮市垳

（様式 6-4）（様式 7-4）を提出；横須賀市久里浜港

⑮　（工期・）発生土量の変更に伴う証明書（様式８）

⑬の書類を提出していて、工期や発生土量に変更が生じる場合は、変更後の⑬に添付して提出してください。（記載内容についてはご相談願います。）

（厚木市飯山(Ⅱ)については不要です。）

4　留意事項

悪天候、交通事情、突発的事故等により受入ができない場合には、受入を停止又は制限せざるを得ない場合がありますので、ＵＣＲ受入地の受入担当者との連絡調整を十分にお願いします。

5　受入地別提出書類一覧表

UCR 受入地提出書類一覧表

●…提出を必須とする書類、○…必要に応じて提出する書類

	土砂搬入申込			分割発券申請2回目以降	土砂搬入完了		備考
	及び発券申請		工期延伸変更		全量搬入	減量搬入	
	新規	増量変更					
■全受入地共通							
土砂搬入申込書（様式1）	●	●	●				HPよりダウンロード可。
工事位置図	●						
運搬経路図	●						
土砂搬入計画表（様式2）	●	●	●				HPよりダウンロード可。
分割発券申請予定表（様式3）	○	○		○			〃
発券申請書（様式4）	●	●		●			〃
地質分析（濃度）結果証明書（様式 5-1、5-2、5-3、5-4 あるいは 5-5）	●	○		○			〃 受入地により様式が異なります。分析は原則として試料採取日又は翌日に専門機関に依頼してください。
試料採取位置図（平面図）	●	○		○			採取深さを記載願います。
試料採取状況写真	●	○		○			
土砂搬入完了届（様式 10）					●※		HPよりダウンロード可。
土砂搬入完了精算書（様式9）						●	〃
土砂搬入完了確認依頼書（様式 11）					○	○	〃 UCRからの土砂搬入完了確認書が必要な場合に提出してください。
仮置場使用確認書（様式 13）	○	○					HPよりダウンロード可。制限のある受入地があります。受入地担当者に確認願います。
※土砂搬入完了届は土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は提出不要です。							

全受入地共通の書類に加え、次の受入地では記載の書類が必要となります。

■江戸川・中川ヤード、加須 IC 東地区、寄居スマート IC 西地区、荒川下流松島左岸							
ダイオキシン類試験結果証明書	●	○		○			
土質試験結果	●	○		○			
■青梅、八王子各地区、相模湖鶴島土地改良区							
ダイオキシン類試験結果証明書	○	○					水底土砂のみ。 底質調査測定マニュアルと基準値に注意。
運搬車両一覧表（様式 12-1）	●	○					HPよりダウンロード可
■秋ヶ瀬ヤード							
ダイオキシン類試験結果証明書	●	○		○			
土質試験結果	●	○		○			
運搬車両一覧表（様式 12-2）	●	○		○			HPよりダウンロード可、変更のある都度

※　各様式は(株)建設資源広域利用センターのホームページ(http://www.ucr.co.jp) からダウンロードできます。「ＵＣＲホームページトップ」　⇒　「首都圏事業、請負者（申込者）の皆様へ」　⇒　「ダウンロード（各受入地の提出様式」をクリックして必要な様式をダウンロードしてください。

●…提出を必須とする書類、○…必要に応じて提出する書類

	土砂搬入申込			分割発券申請2回目以降	土砂搬入完了		備考
	及び発券申請		工期延伸変更		全量搬入	減量搬入	
	新規	増量変更					
■市川港、三郷市番匠免、横浜鈴繁埠頭、大磯町大磯港、城南島（様式についてはご相談ください。）							
土砂等発生元証明書（様式 6-1 あるいは 6-2）	●	●	●	○			HPよりダウンロード可 三郷市番匠免は様式6-2、他は様式 6-1
検査試料採取調書（様式 7-1 あるいは 7-2）	●	○		○			HPよりダウンロード可 三郷市番匠免は様式7-2、他は様式 7-1
工事平面図	●	○		○			
工事断面図	●	○		○			
土量計算書	●	●					
工期・土量変更証明書（様式8）		●	●			○	HPよりダウンロード可
■千葉市スポーツ公園							
（独）都市再生機構 指定の書類等	●						提出書類については受入地担当者に確認願います。
■八潮市垰（がけ）							
土砂等発生元証明書（様式 6-3）	●	●	●	○			受入地担当者に確認願います。
検査試料採取調書（様式 7-3）	●	○		○			〃
工事平面図	●	○		○			〃
工事断面図	●	○		○			〃
工期・土量変更証明書		●	●				〃
■横須賀市久里浜港							
土砂等発生元証明書（様式 6-4）	●	●	●	○			受入地担当者に確認願います。
検査試料採取調書（様式 7-4）	●	○		○			〃
工事平面図	●	○		○			〃
工事断面図	●	○		○			〃
土量計算書	●	●					〃
工期・土量変更証明書		●	●				〃
建設残土発生場所等証明書（様式 14）	●	●		○			〃
■厚木市飯山（Ⅱ）							
土砂等発生元証明書（様式 6-1）	●	●	●	○			HPよりダウンロード可
検査試料採取調書（様式 7-1）	●	○		○			〃

神奈川県都市整備技術センターが窓口になる案件
（神奈川県及び県内市町村発注工事（政令市を除く））

●…提出を必須とする書類、○…必要に応じて提出する書類

	土砂搬入申込			分割発券申請2回目以降	土砂搬入完了		備考
	及び発券申請		工期延伸変更		全量搬入	減量搬入	
	新規	増量変更					
■全受入地共通							
土砂搬入申込書（県C様式）	●	●	●				HPよりダウンロード可
工事位置図	●						
運搬経路図	●						
土砂搬入計画表	●	●	●				HPよりダウンロード可
分割発券申請予定表	○	○		○			〃
発券申請書	●	●		●			〃
地質分析（濃度）結果証明書	●	○		○			〃 久里浜港は土壌検査結果証明書
試料採取位置図（平面図）	●	○		○			採取深さを記載願います。
試料採取状況写真	●	○		○			
土砂搬入完了届					●※		HPよりダウンロード可。
土砂搬入完了精算書						●	〃
土砂搬入完了確認依頼書					○	○	〃 UCRからの土砂搬入完了確認書が必要な場合に提出してください。
仮置場使用確認書	○	○					HPよりダウンロード可。 久里浜港では制限があります。様式を含め、ご相談を。
※土砂搬入完了届は土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は提出不要です。							
土砂等発生元証明書	●	●	●	○			HPよりダウンロード可。
検査試料採取調書	●	○		○			HPよりダウンロード可。
工事平面図	●	○		○			
工事断面図	●	○		○			
土量計算書	●	●					
工期・土量変更証明書		●	●			○	HPよりダウンロード可。
副申書	●	●				●	〃
■横須賀市久里浜港（全受入地共通に加えて）							
建設残土発生場所等証明書	●	●					

※　各様式は(株)建設資源広域利用センターのホームページ(http://www.ucr.co.jp）からダウンロードできます。
「ＵＣＲホームページトップ」　⇒　「首都圏事業、請負者（申込者）の皆様へ」　⇒　「ダウンロード（神奈川県都市整備技術センター提出様式)」をクリックして必要な様式をダウンロードしてください。

第Ⅲ章　運搬についての注意事項

1　**「受入地通行証」**は、ＵＣＲ受入地に入場する際、車両の**前面**の目立つ場所に掲示し、退場する際、速やかに収納してください。

2　次の車両は、ＵＣＲ受入地に入場できません。

①　「受入地通行証」を掲示していない車両
②　土砂搬入管理券に表示してある重量と異なる車両
③　違法改造車（差枠等の使用を含む）、高枠車両等の過積載車両
④　ディーゼル車の排出ガス規制（九都県市）に適合しない車両
⑤　不正軽油を使用している車両

3　ＵＣＲ受入地の**係員から土質が不適当と判定された土砂**は、受付後投入（積降し）中あるいは投入（積降し）後であっても、**申込者（請負者）の責任で持ち帰ってください。**

4　搬入途中であっても降雨等でＵＣＲ受入地内の状況が悪化した場合には、搬入の**受付を中止する場合があります。**

5　ＵＣＲ受入地の搬入路は、**指定された道路を通行**してください。

6　運搬経路は、できるだけ幹線道路をご利用いただき、**生活道路の通行は、ご遠慮ください。**

7　**周辺道路を汚さない**ように、タイヤ洗浄機等で土砂を充分にふるい落とした後に、ＵＣＲ受入地から外へ出てください。

8　ＵＣＲ受入地では、**受入地係員の指示に従ってください。**

9　「受入地通行証」は搬出期間が年度をまたがる場合にも、そのままご使用ください。

10　土砂の搬入が完了した場合は、土砂搬入完了書類の提出と合わせて「受入地通行証」をご返却ください。

受入地毎の提出書類

1　全ての受入地で申込時に提出が必要な書式、図書類

（1）全ての受入地で必要な書式、図書類

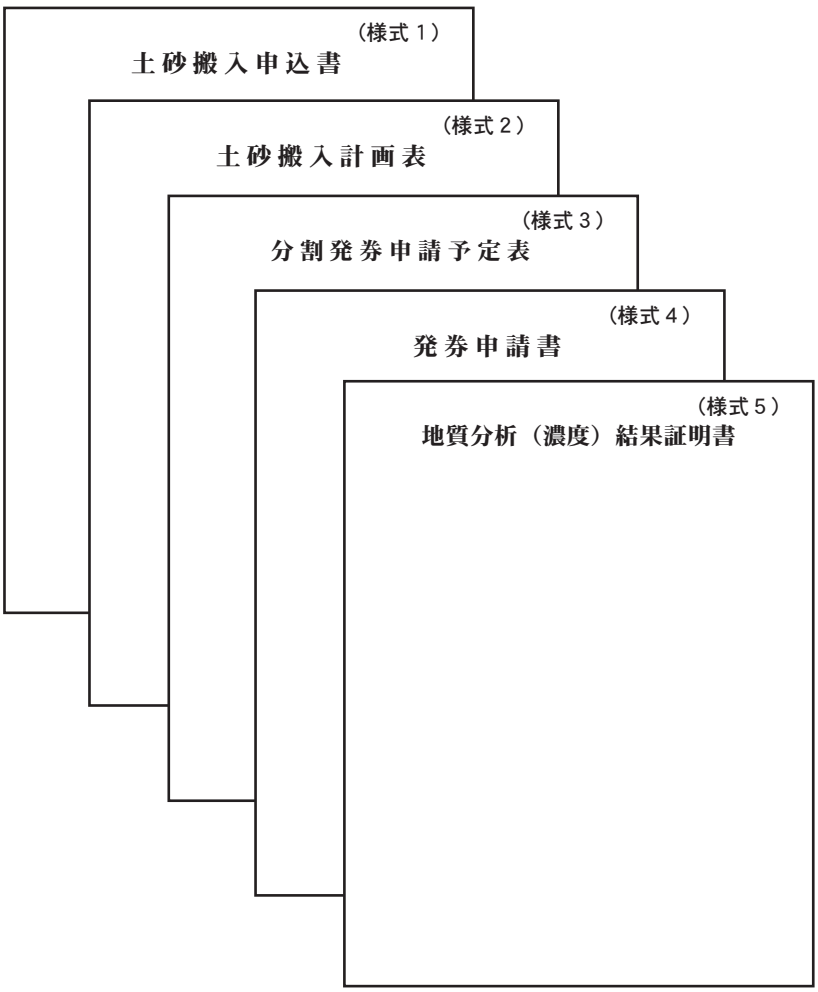

①土砂搬入申込書（様式１）
p.24 に記入例

②土砂搬入計画表（様式２）
p.25 に記入例

③分割発券申請予定表（様式３）
p.26 に記入例
※一括購入の場合は不要です。

④発券申請書（様式４）
p.27 に記入例

⑤地質分析（濃度）結果証明書（様式５） p.28～32 に記入例

※地質分析（濃度）結果証明書は受入地により様式が異なります。

（様式 5-1）下記以外の受入地
（様式 5-2）市川港、横浜鈴繁埠頭、
厚木市飯山(Ⅱ)、
大磯町大磯港、
城南島（要相談）
（様式 5-3）三郷市番匠免
（様式 5-4）八潮市垳
（様式 5-5）横須賀市久里浜港※
※標記は「土壌検査結果証明書」

※　地質分析の試験頻度は、原則として土質区分毎、かつ同一地質区分で 5,000 ㎥毎に 1 回です。ただし、横須賀市久里浜港では、土質区分毎、かつ 4,000 ㎥毎に 1 回となります。

添付する図書類

土砂搬入申込書には、
㋐工事位置図
㋑受入地までの運搬経路図
地質分析（濃度）結果証明書には、
㋒試料採取位置図
㋓試料採取状況写真
土砂を仮置きし、そこから受入地に搬入する場合には、
㋔仮置場使用確認書（案内図、平面図、写真を添付）（様式 13）p.33 に記入例
（「横須賀市久里浜港」については、ご相談ください。）
を添付してください。

※　各様式については当社ホームページの首都圏事業、請負者（申込者）の皆様への「ダウンロード（新様式）」から必要な様式をダウンロードしてください。（目次３頁参照）

記 入 例

（様式 1）

平成○○年○○月○○日

土 砂 搬 入 申 込 書

郵送日を記入してください。

（新規）／第　　回変更（土量増、工期延伸　承諾番号＿＿＿＿＿＿＿＿

(株) 建設資源広域利用センター　御中

工事請負者　住　所　**東京都渋谷区渋谷2-17-5**
法人名　**首都圏建設株式会社**
代表者職氏名　**代表取締役　首都圏 太郎**　印

次のとおり建設発生土の搬入を申し込みます。

なお、搬入中及び搬入後の土砂の中に受け入れ先の品質基準に適合しないものの混入が発見された場合は速やかに撤去します。

搬入先（受入地名）	**青梅地区（ケ）**		
発注機関	**広域町水道建設事務所**		
工事名	**平成２９年水２３号　広域町水道送水管敷設工事**		
工事場所	**広域町大字利用**		
契約工期	当初・変更前　**平成 29 年 6 月 1 日　～　平成 30 年 2 月 15 日**		
	変更後　〃		日
搬入申込土量（地山）	当初・変更前　**2，000．00　m³**	変更後	m³
土質	第 **3** 種建設発生土（ **ローム** ）	平均単位体積重量（地山）	**1．8** t／m³
汚染要因となる環境項目への該当	□ 工場・病院跡地など汚染の恐れがある地域 □ 法令に基づく届け出、調査を行った地域 ☑ 上記項目には該当しない地域		

小数点第３位以下を四捨五入して下さい。

昼間及び夜間の搬入が同一工事で生じる場合は、別々に申込書を作成してください。

チェックを忘れずに

工事請負者担当者（氏名）**建設　次郎**　（電話）**000－000－0000**（携帯）**000－0000－0000**
搬入承諾書送付先（FAX）**000－000－0000**
（〒）**123-0045**（宛名）**○○県○○市○○123　首都圏建設(株)○○作業所**

上記のとおり相違ないことを申し添えます。

発注機関（所属）　**広域町水道建設事務所**
監督員　（氏名）　**上水　道男**　印
　　（電話）　**000－000－0000**　（FAX）**000－000－0000**

注意
1）承諾番号は変更の場合のみご記入ください。
2）平均単位体積重量（地山）は1.8ｔ/㎥とします。これより大きい値となる場合は根拠資料を用意のうえご相談ください。
3）汚染要因となる環境項目への該当は該当箇所にチェックマークをご記入ください。
4）発注機関監督員の印は発注元が公共機関（国、地方公共団体、それらの関係機関）の場合は必ず記入・押印してください。
※　添付書類はＵＣＲ受入地利用案内及びＨＰ掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。

記 入 例

（様式 2）

平成○○年○○月○○日

土 砂 搬 入 計 画 表

1 工 事 名　**平成２９年水２３号　広域町水道送水管敷設工事**

2 工 事 請 負 者　**首都圏建設株式会社**

搬入完了予定日は、契約工期以降に設定することはできません。

3 土砂搬入予定期間　**平成２９年　７月　４日** ～ **平成２９年１１月　８日**

4 搬 入 申 込 土 量　**２，０００．００**㎥、ダンプ総台数　**３６１**台（　**１０**ｔ車）

・各月の土量は 5.55 ㎥（10t 車、1.8t/㎥の場合）の倍数とし、最終搬出月に調整してください。
・搬出がない月が間にある場合は詰めて記載してください。
・ダンプの積載量毎（10t、4t、…）に表を作成してください。

5 搬 入 予 定

① **29** 年 **7** 月分 土量 **421.80**㎥/月、平均土量 **22.20**㎥/日、ダンプ延 **4** 台／日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
			○	○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○			○

② **29** 年 **8** 月分 土量 **355.20**㎥/月、平均土量 **22.20**㎥/日、ダンプ延 **4** 台／日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
○	○	○	○			○	○	○												○	○	○	○	○			○	○	○	○

③ **29** 年 **9** 月分 土量 **444.00**㎥/月、平均土量 **22.20**㎥/日、ダンプ延 **4** 台／日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○	

④ **29** 年 **10** 月分 土量 **666.00**㎥/月、平均土量 **33.30**㎥/日、ダンプ延 **6** 台／日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	○	○	○	○	○				○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	

⑤ **29** 年 **11** 月分 土量 **113.00**㎥/月、平均土量 **22.20**㎥/日、ダンプ延 **4** 台／日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
○	○				○	○	○																						

⑥　　年　　月分 土量　　㎥/月、平均土量　　㎥/日、ダンプ延　　台／日

1	2	3	4	5	6	7	8	9

・各月のダンプの延台数を足したものがダンプ総台数になるようにしてください。
・各月の土量の合計が搬入申込土量になるようにしてください。
・日当たりダンプ延台数×積載土量＝日当たり平均土量
・日当たり平均土量×月当たり稼働（作業）日数＝月当たり土量

発券を分割で申請する場合のみ提出してください。

記 入 例

（様式 3）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

分 割 発 券 申 請 予 定 表

1 工 事 名　**平成２９年水２３号　広域町水道送水管敷設工事**

2 工事請負者　**首都圏建設株式会社**

3 搬入申込土量　**２，０００．００** ㎥

4 分割申請回数及び発券土量等

申請回数	申請予定日	券種	発券枚数 (b)	積載土量 (c)	発券土量 (b)×(c)	発券土量の合計 （ ）は累計土量
第 **1** 回	**6** 月 **2 2** 日	**10** t 車券	**217** 枚	**5.55** ㎥	**1,204.35** ㎥	
		t 車券	枚	㎥	㎥	
		t 車券	枚	㎥	㎥	**1,204.35** ㎥
第 **2** 回	**8** 月 **1 5** 日	**10** t 車券	**144** 枚	**5.55** ㎥	**799.20** ㎥	
		t 車券	枚	㎥	㎥	**799.20** ㎥
		t 車券	枚	㎥	㎥	（ **2,003.55** ㎥）
第 回	月 日	t 車券	枚	㎥	㎥	
		t 車券	枚	㎥	㎥	㎥
		t 車券	枚	㎥	㎥	（ ㎥）
第 回	月 日	t 車券	枚	㎥	㎥	
		t 車券	枚	㎥	㎥	㎥
		t 車券	枚	㎥	㎥	（ ㎥）
第 回	月 日	t 車券	枚	㎥	㎥	
		t 車券	枚	㎥	㎥	㎥
		t 車券	枚	㎥	㎥	（ ㎥）
第 回	月 日	t 車券	枚	㎥	㎥	
		t 車券	枚	㎥	㎥	㎥
		t 車券	枚	㎥	㎥	（ ㎥）
合計		**10** t 車券	**361** 枚	**5.55** ㎥	**2,003.55** ㎥	
		t 車券	枚	㎥	㎥	
		t 車券	枚	㎥	㎥	**2,003.55** ㎥

注意

1）当書類は発券を分割で申請する場合にのみご提出ください。**発券申請はその都度別途行ってください。**

2）積載土量（地山）は使用車輌のトン数を平均単位体積重量で除し、小

搬入申込土量÷積載土量（端数切上）

します。

（例） 平均単位体積重量が1.8ｔ/㎥の場合 10ｔ車…5.55㎥、4ｔ車…2.22㎥、

記 入 例

（様式 4）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発 券 申 請 書（ 第1回 ）

〔承諾番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿〕

(株) ㈱建設資源広域利用センター　御中

パターン１：一括発券（支払）申請の場合
搬入申込土量÷積載土量＝発券枚数（端数切上）
2,000 ㎥÷5.55＝360.3　⇒　361 枚
パターン２：分割発券（支払）申請の場合
分割発券申請予定表より算出してください。
※　この例は分割発券（支払）です。

者　住　所　東京都渋谷区渋谷2-17-5
法人名　首都圏建設株式会社
代表者職氏名　代表取締役　首都圏　太郎　印

次のとおり土砂搬入管理券の発券を申請します。

搬入先（受入地名）	青梅地区（ケ）				
発注機関	広域町水道建設事務所				
工事名	平成２９年水２３号　広域町水道送水管敷設工事				
搬入申込土量	２，０００．００ ㎥				
既発券土量	０ ㎥ (a)				
今回発券枚数及び発券土量	券種	発券枚数 (b)	積載土量 (c)	発券土量 (b)×(c)	発券土量の合計 (d)
	10ｔ車券	217枚	5.55㎥	1,204.35㎥	
	ｔ車券	枚	㎥	㎥	
	ｔ車券	枚	㎥	㎥	1,204.35 ㎥
受入単価	(昼) ／ 夜		（地山１㎥当たり）	2,480	円
支払予定日及び支払金額	６月２２日		（税込）	3,225,731	円
累計発券土量	１，２０４．３５ ㎥ (a)＋(d)				
受入地通行証必要枚数	１０ 枚				
備考欄					

工事請負者担当者（氏名）建設　次郎　（電話）000-000-0000（携帯）000-0000-0000
入金案内及び券送付先（FAX）000-000-0000　（宛名）首都圏建設(株)〇〇作業所
（郵便番号）123-0045　（住所）〇〇県〇〇市〇〇123

発券土量の合計×受入単価＝A（１円未満切捨て）
A×1.08（消費税）＝支払金額（１円未満切捨て）

注意
１）承諾番号は第２回目以降の発券申請の
２）積載土量（地山）は使用車輌のトン数　てた数量とします。
（例）　平均単位体積重量が1.8ｔ/㎥の場合　10ｔ車…5.55㎥、4ｔ車…2.22㎥、3ｔ車…1.66㎥、2ｔ車…1.11㎥

※　添付書類はＵＣＲ受入地利用案内及びＨＰ掲載の提出書類一覧表にてご確認ください。

記 入 例

（様式 5-1）

地質分析（濃度）結果証明書

様　　年　月　日

発生事業者名と一致していること

発行番号
分析機関名
代 表 者　　㊞
所 在 地
電話番号
計量証明事業者の登録番号
環境計量士　　㊞

発行番号、検体区分・番号が入っていることを確認してください。

年　月　日に依頼のあった検体について、溶出試験については平成３年環境庁告示第46号付表、含有量試験については平成１５年環境省告示第１９号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

依頼日は試料採取日またはその翌日

（検体区分・番号　　）

		単位	測定値	定量下限値	基準値	計量方法
溶出試験	全シアン	mg/ℓ			0.01以下	日本工業規格 K0102 55
	有機燐	mg/ℓ			不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く)
	鉛	mg/ℓ			不検出	昭和49.9 環告第64号付表1、日本工業規格 K0102 31.1のｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法以外のもの
	六価クロム	mg/ℓ			0.01以下	日本工業規格 K0102 54
	砒素	mg/ℓ			0.05以下	日本工業規格 K0102 65.2
	総水銀	mg/ℓ			0.01以下	日本工業規格 K0102 61
	アルキル水銀	mg/ℓ			0.0005以下	昭和46.12 環告第59号付表1
	ＰＣＢ	mg/ℓ			不検出	昭和46.12 環告第59号付表2、昭和49.9 環告第64号付表3
	ジクロロメタン	mg/ℓ			不検出	昭和46.12 環告第59号付表3
	四塩化炭素	mg/ℓ			0.02以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	クロロエチレン	mg/ℓ			0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/ℓ			0.002以下	平成9.3環告第10号付表
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.004以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.1以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/ℓ			0.04以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/ℓ			1以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.006以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.03以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/ℓ			0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	チウラム	mg/ℓ			0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
	シマジン	mg/ℓ			0.006以下	昭和46.12 環告第59号付表4
	チオベンカルブ	mg/ℓ			0.003以下	昭和46.12 環告第59号付表5 第1、第2
	ベンゼン	mg/ℓ			0.02以下	昭和46.12 環告第59号付表5 第1、第2
	セレン	mg/ℓ			0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	ふっ素	mg/ℓ			0.01以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
	ほう素	mg/ℓ			0.8以下	日本工業規格 K0102 34.1、34.1C(注(6)第3文を除く)、昭和46.12環告第59号付表6
	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	mg/ℓ			1以下	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
		mg/ℓ			0.05以下	昭和46.12環告第59号付表7
含有量試験	銅（農用地）	mg/kg			125未満	昭和47.10 総令66号第1条第3項及び第2条
	砒素（農用地）	mg/kg			15未満	昭和50.4 総令31号第1条第3項及び第2条
	水銀及びその化合物	mg/kg			15以下	昭和46.12 環告第59号付表１
	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	mg/kg			150以下	日本工業規格 K0102 55
	鉛及びその化合物	mg/kg			150以下	日本工業規格 K0102 54
	砒素及びその化合物	mg/kg			150以下	日本工業規格 K0102 61
	六価クロム化合物	mg/kg			250以下	日本工業規格 K0102 65.2
	ふっ素及びその化合物	mg/kg			4,000以下	日本工業規格 K0102 34.1、34.1c(注(6)第3文を除く) 昭和46.12環告第59号付表6
	ほう素及びその化合物	mg/kg			4,000以下	日本工業規格K0102 47.1 47.3 47.4
	セレン及びその化合物	mg/kg			150以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
	シアン化合物	mg/kg			(遊離ｼｱﾝ) 50以下	日本工業規格 K0102 38(38.1の方法を除く)

検体の性状	形状		色		におい	
備考	発生場所： 発生事業者名：					

分析対象外の項目は「－」を記入してください。

※計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施
事業者の所在地：

この様式を使用する受入地
「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「厚木市飯山(Ⅱ)」
「大磯町大磯港」「城南島」※
※「城南島」についてはＵＣＲ担当者に相談してください。

記 入 例

（様式 5-2）

第四号様式（第四条第二項第十二号及び第五項第四号、第八条第三項並びに第十二条第一項第二号及び第二項）

地質分析（濃度）結果証明書

年　　月　　日

様

発生事業者名と一致していること

発行番号
分析機関名
代　表　者　　㊞

発行番号、検体区分・番号が入っていることを確認してください。

計量証明事業者の登録番号
環境計量士　　㊞

年　　月　　日に依頼のあった検体について、平成３年環境庁告示第４６号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。　（検体区分・番号　　）

依頼日は試料採取日または翌日

計			定量下限値	基準値	測　定　方　法
カドミウム	mg/ℓ			0.01	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg/ℓ			不検出	日本工業規格 K0102 38（38.1.1の方法を除く）
有機燐	mg/ℓ			不検出	昭和49.環告第64号付表1 日本工業規格 K0102 31.1のｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法以外のもの
鉛	mg/ℓ			0.01	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/ℓ			0.05	日本工業規格 K0102 65.2
砒(ひ)素	mg/ℓ			0.01	日本工業規格 K0102 61
総水銀	mg/ℓ			0.0005	昭和46.環告第59号付表1
アルキル水銀	mg/ℓ			不検出	昭和46.環告第59号付表2、昭和49.環告第64号付表3
ＰＣＢ	mg/ℓ			不検出	昭和46.環告第59号付表3
ジクロロメタン	mg/ℓ			0.02	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
四塩化炭素	mg/ℓ			0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
クロロエチレン	mg/ℓ			0.002	平成9.環告第10号付表
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/ℓ			0.004	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.1	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.04	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/ℓ			1	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/ℓ			0.006	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.03	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/ℓ			0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
チウラム	mg/ℓ			0.006	昭和46.環告第59号付表4
シマジン	mg/ℓ			0.003	昭和46.環告第59号付表5 第1、第2
チオベンカルブ	mg/ℓ			0.02	昭和46.環告第59号付表5 第1、第2
ベンゼン	mg/ℓ			0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
セレン	mg/ℓ			0.01	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
ふっ素	mg/ℓ			0.8	日本工業規格 K0102 34.1、34.4、昭和46. 環告第59号付表6
ほう素	mg/ℓ			1	
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	mg/ℓ			0.05	
農用地田に限る　砒素	mg/kg			15	昭和50.総令第31号第1条第3項及び第2条　含有試験
農用地田に限る　銅	mg/kg			125	昭和47.総令第66号第1条第3項及び第2条　含有試験

年度途中に様式が改定となる可能性がありますので、最新版はHPで確認してください。

検体の性状	形　状		色		におい	
備考	発生場所： 発生事業者名：		工事名：			

土砂等発生元証明書の記載と同一にしてください。

＊計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：

この様式を使用する受入地
「三郷市番匠免」

記 入 例

（様式 5-3）

地質分析（濃度）結果証明書

年　　月　　日

様

発行番号
分析機関名　　㊞

発生事業者名と一致していること

発行番号、検体区分・番号が入っていることを確認してください。

電話番号
計量証明事業者の登録番号
環境計量士　　㊞

年　　月　　日に依頼のあった検体について、平成３年環境庁告示第４６号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。（検体区分・番号　　）

依頼日は試料採取日または翌日

計量の対象	単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/ℓ			0.01	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	mg/ℓ			不検出	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐				不検出	昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法）
鉛	mg/ℓ			0.01	規格54に定める方法
六価クロム	mg/ℓ			0.05	規格65.2に定める方法
砒(ひ)素	mg/ℓ			0.01	検液中濃度に係るものにあっては規格61に定める方法
総水銀	mg/ℓ			0.0005	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	mg/ℓ			不検出	昭和46年告示付表2及び昭和49年告示付表3に掲げる方法
ＰＣＢ	mg/ℓ			不検出	昭和46年告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	mg/ℓ			0.02	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	mg/ℓ			0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	mg/ℓ			0.002	平成9.3環告第10号付表
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/ℓ			0.004	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.1	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.04	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/ℓ			1	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/ℓ			0.006	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.03	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.01	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/ℓ			0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	mg/ℓ			0.006	昭和46年告示付表4に掲げる方法
シマジン	mg/ℓ			0.003	昭和46年告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	mg/ℓ			0.02	昭和46年告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	mg/ℓ			0.01	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	mg/ℓ			0.01	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	mg/ℓ			0.8	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)（注(6)第３文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年告示付表6に掲げる方法
ほう素	mg/ℓ			1	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	mg/ℓ			0.05	昭和46.12環告第59号付表7
農用地田に限る　砒素	mg/kg			15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
農用地田に限る　銅	mg/kg			125	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法

含有試験

検体の性状	形状		色		におい	

備考	発生場所：　　工事名：
	発生事業者名：

土砂等発生元証明書の記載と同一にしてください。

＊計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を
事業者の所在地：

第４号様式　**この様式を使用する受入地「八潮市垳」**　**記 入 例**　（様式 5-4）

地質分析（濃度）結果証明書

年　月　日

様

発行番号
分析機関名
電話番号
計量証明事業者の登録番号
環境計量士　㊞

発生事業者名と一致していること

発行番号、検体区分・番号が入っていることを確認してください。

㊞ 会社印及び代表者印を押印してください。

年　月　日に依頼のあった検体について、平成３年環境庁告示第４６号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。（検体区分・番号　　）

依頼日は試料採取日または翌日

計量の対象	単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/ℓ			0.01	日本工業規格 K0102 55.4
全シアン	mg/ℓ			不検出	日本工業規格 K0102 38（38.1.1の方法を除く）
有機燐				不検出	昭和49 環告64号付表1 日本工業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ以外のもの
鉛				0.01	日本工業規格 K0102 54.4
六価クロム	mg/ℓ			0.05	日本工業規格 K0102 65.2
砒素	mg/ℓ			0.01	日本工業規格 K0102 61
総水銀	mg/ℓ			0.0005	昭和46 環告59号付表1
アルキル水銀	mg/ℓ			不検出	昭和46 環告59号付表2、昭和49 環告64号付表3
ＰＣＢ	mg/ℓ			不検出	昭和46 環告59号付表3
ジクロロメタン	mg/ℓ			0.02	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.2
四塩化炭素	mg/ℓ			0.002	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（別名塩化ﾋﾞﾆﾙ又は塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ）	mg/ℓ			0.002	平成9.環告第10号付表
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/ℓ			0.004	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.3.2
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.1	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.2
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.04	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.2
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/ℓ			1	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/ℓ			0.006	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.03	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.01	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/ℓ			0.002	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1
チウラム	mg/ℓ			0.006	昭和46 環告59号付表4
シマジン	mg/ℓ			0.003	昭和46 環告59号付表5第1,第2
チオベンカルブ	mg/ℓ			0.02	昭和46 環告59号付表5第1,第2
ベンゼン	mg/ℓ			0.01	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.2
セレン	mg/ℓ			0.01	日本工業規格 K0102 67.2,67.3,67.4
水素イオン	－			4.0～9.0	日本工業規格 K0102 12.1
ふっ素	mg/ℓ			0.8	日本工業規格 K0102 34.1,34.4,34.1c)及び昭和46.環告第59号付表6
ほう素	mg/ℓ			1	
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	mg/ℓ			0.05	
農用地田に限る　砒素	mg/kg			15	昭和50 総令31号第1条第3項及び第2条
農用地田に限る　銅	mg/kg			125	昭和47 総令66号第1条第3項及び第2条

含有試験

年度途中に様式が改定となる可能性がありますので、最新版はHPで確認してください。

検体の性状	形状		色		におい	

備考　採取場所：　　工事名：
発生土事業者名：　　試料名：

土砂等発生元証明書の記載と同一にしてください。

＊計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した

この様式を使用する受入地
「横須賀市久里浜港」

記 入 例

（様式 5-5）

参考様式１（規則第 11 条、第 16 条、第 22 条関係）

土 壌 検 査 結 果 証 明 書

年　　月　　日

様

発生事業者名と一致していること

発行番号
分析機関名
代表者　　㊞
所在地

発行番号、検体区分・番号が入っていることを確認してください。

所在地
登録番号
環境計量士　　㊞

年　　月　　日に依頼のあった検体について、平成３年環境庁告示第４６号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。　　（検体区分・番号　　）

様

依頼日は試料採取日または翌日

計量の		値	定量下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/ℓ			0.01	日本工業規格K0102 55
全シアン	mg/ℓ			不検出	日本工業規格K0102 38(38.1.1の方法を除く)
有機燐	mg/ℓ			不検出	昭和49年環告第64号付表1又は日本工業規格K0102 31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	mg/ℓ			0.01	日本工業規格Ｋ0102 54
六価クロム	mg/ℓ			0.05	日本工業規格Ｋ0102 65・2（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、K0170-7の7a）又は7b)に定める操作を行うものとする。）
砒素	mg/ℓ			0.01	日本工業規格Ｋ0102 61
総水銀	mg/ℓ			0.0005	昭和46 環告第59号付表1
アルキル水銀	mg/ℓ			不検出	昭和46 環告第59号付表2、昭和49環告第64号付表3
ＰＣＢ	mg/ℓ			不検出	昭和46 環告第59号付表3
ジクロロメタン	mg/ℓ			0.02	日本工業規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	mg/ℓ			0.002	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
クロロエチレン	mg/ℓ			0.002	平成9.3環告第10号付表
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/ℓ			0.004	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.1	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.04	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/ℓ			1	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/ℓ			0.006	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.03	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/ℓ			0.01	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/ℓ			0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	mg/ℓ			0.006	昭和46環告第59号付表4
シマジン	mg/ℓ			0.003	昭和46環告第59号付表5の第1又は第2
チオベンカルブ	mg/ℓ			0.02	昭和46環告第59号付表5の第1又は第2
ベンゼン	mg/ℓ			0.01	日本工業規格Ｋ0125 5.1、5.2又は5.3.2
セレン	mg/ℓ			0.01	日本工業規格Ｋ0102 67.2、67.3又は67.4
ふっ素	mg/ℓ			0.8	日本工業規格Ｋ0102 34.1若しくは34.4又は34.1c（(6)第2文を除く）及び昭和46環告第59号付表6
ほう素	mg/ℓ				
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	mg/ℓ				
検体の性状（任意記入）	ＰＨ		形状	色	匂い

年度途中に様式が改定となる可能性がありますので、最新版は HP で確認してください。

備考	採　取　場　所： 工　　事　　名： 上記工事の施工業者： 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合、当該工程の内容、事業者の氏名及び事業所の所在地を記入。 委託した工程（　試料採取・検液作成・分析　） 委託事業者の氏名又は名称： 委託事業者の所在地：

土砂等発生元証明書の記載と同一にしてください。

記 入 例

（様式 13）

平成　　年　　月　　日

仮 置 場 使 用 確 認 書

工事請負者　住　　所　**東京都渋谷区渋谷 2-17-5**
法 人 名　**首都圏建設株式会社**
代表者職氏名　**代表取締役　首都圏 太郎**　印
電　　話　**ＯＯＯ－ＯＯＯＯ－ＯＯＯＯ**

当工事において発生した土砂を下記の仮置場に仮置後、**青梅地区（ケ）**受入地へ搬入いたします。
なお、仮置期間中は、他の工事より発生した土砂が混入することの無いよう適正に管理いたします。

工　事　名		**平成２９年水２３号　広域町水道送水管敷設工事**
発 注 機 関		**広域町水道建設事務所**
契 約 工 期		**平成 29 年 6 月 1 日　～　平成 30 年 2 月 15 日**
工 事 場 所		**広域町大字利用**
仮 置 土 量		**1，０００．００**　m^3
仮置予定期間		**平成 29 年 6 月 28 日～平成 29 年 11 月 8 日**　※土砂の仮置期間を記入してください。
仮置場	住所	**広域町大字利用１２３**
	名称	**〇〇建設資材置場　または　工事用借地等**

上記の記載事項については、相違ないことを確認しました。			
発注機関（所属）	**広域町水道建設事務所**	（氏名）	**上水　道男**　印

添付書類（案内図、平面図、現地写真）平面図には置場及び寸法を明記すること

2　受入地により申込時に追加で提出が必要な書式、図書類

（1）「江戸川・中川ヤード」「加須 IC 東地区」「寄居スマート IC 西地区」「荒川下流松島左岸」で必要な書式、図書類

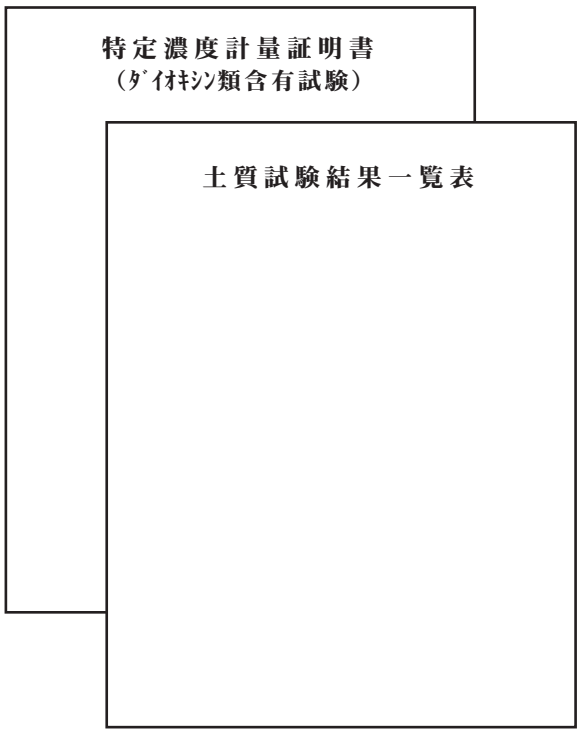

Ⓐ特定濃度計量証明書（ダイオキシン類含有濃度）

※試験は『特定計量証明事業者認定制度』に基づき認定された専門の機関が試料採取から分析までを実施してください。

※結果証明は「特定濃度計量証明書」または分析結果証明書に「特定計量証明事業者認定証の写し」を添付してください。

Ⓑ土質試験結果一覧表※（地盤工学会 6162）

試験項目は、

土粒子の密度試験（JIS A 1202）
土の含水比試験（JIS A 1203）
土の粒度試験（JIS A 1204）
突固めによる土の締固め試験（JIS A 1210）
締固めた土のコーン指数試験（JIS A 1228）
土の pH 試験（JGS 0211）※許容値は 5.8～8.6
地盤材料の工学的分類法（JGS 0051）
土の液性限界、塑性限界試験（JIS A 1205）
土の湿潤密度試験（JIS A 1225）

※「荒川下流松島左岸」では、土質区分毎の「土の透水試験（JIS A 1218)」も必要です。

※一覧表には各試験のデータシートも添付してください。

（2）「青梅地区」「八王子地区」「相模湖鶴島土地改良区」で必要な書式、図書類

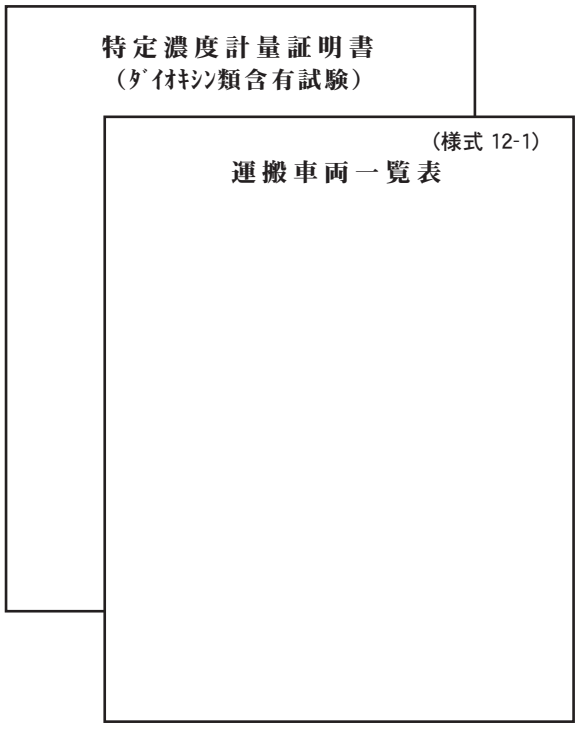

Ⓐ特定濃度計量証明書（ダイオキシン類含有濃度）

→　河川水路や湖沼から発生する水底土砂を搬入する場合に必要となります。
検定方法は、環境省による「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成 21 年 3 月)」によります。

※試験は『特定計量証明事業者認定制度』に基づき認定された専門の機関が試料採取から分析までを実施してください。

※結果証明は「特定濃度計量証明書」または分析結果証明書に「特定計量証明事業者認定証の写し」を添付してください。

Ⓑ運搬車両一覧表（様式 12-1）　p.46 に記入例

→　土砂を搬入する全ての車両の登録が必要です。

→　「八王子地区」に搬入する運搬車両については、八王子砕石協会の登録が必要です。

（３）「秋ヶ瀬ヤード」で必要な書式、図書類

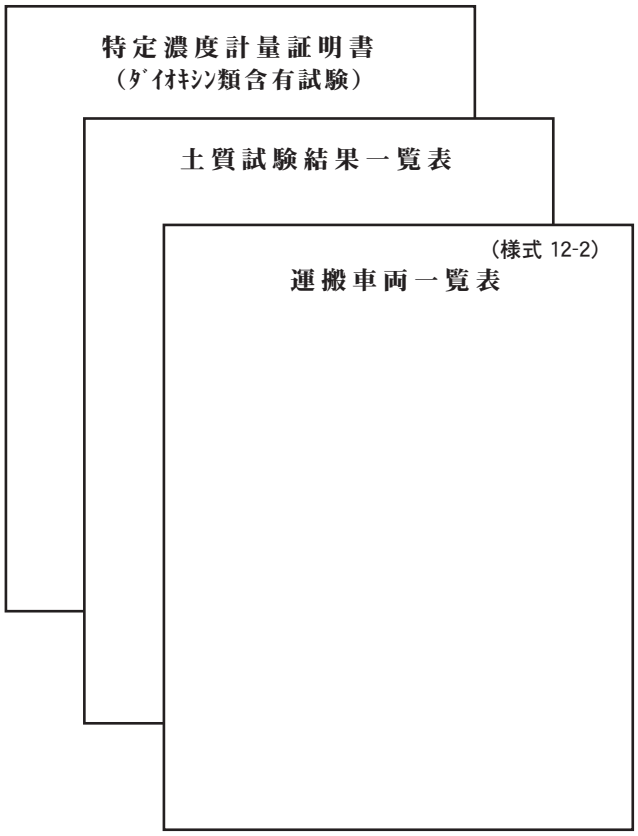

Ⓐ特定濃度計量証明書（ダイオキシン類含有濃度）

※試験は『特定計量証明事業者認定制度』に基づき認定された専門の機関が試料採取から分析までを実施してください。

※結果証明は「特定濃度計量証明書」または分析結果証明書に「特定計量証明事業者認定証の写し」を添付してください。

Ⓑ土質試験結果一覧表※（地盤工学会 6162）

試験項目は、

土粒子の密度試験（JIS A 1202）
土の含水比試験（JIS A 1203）
土の粒度試験（JIS A 1204）
突固めによる土の締固め試験（JIS A 1210）
締固めた土のコーン指数試験（JIS A 1228）
土の pH 試験（JGS 0211）※許容値は 5.8～8.6
地盤材料の工学的分類法（JGS 0051）
土の液性限界、塑性限界試験（JIS A 1205）
土の湿潤密度試験（JIS A 1225）

※一覧表には各試験のデータシートも添付してください。

Ⓒ運搬車両一覧表（様式 12-2）

p.47 に記入例

→　土砂を搬入する全ての車両の登録が必要です。

（４）「市川港」「三郷市番匠免」「横浜鈴繁埠頭」「厚木市飯山(Ⅱ)」「大磯町大磯港」「城南島」で必要な書式、図書類

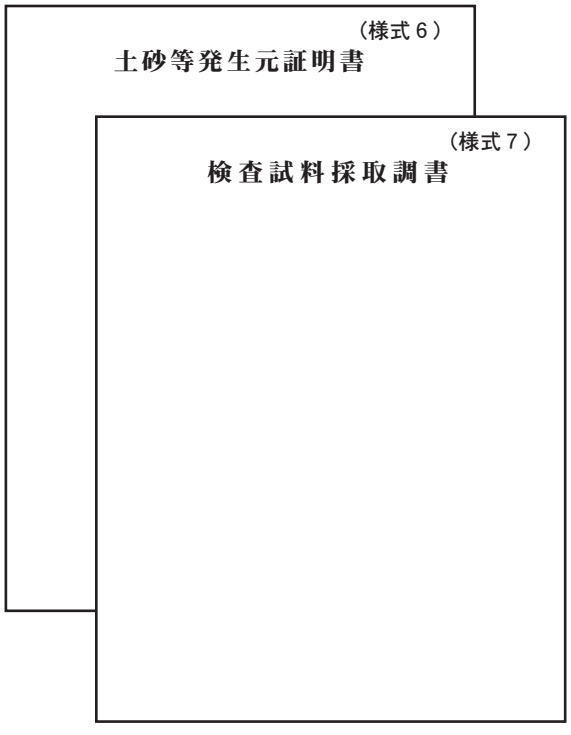

Ⓐ土砂等発生元証明書

p.38～39 に記入例

（様式 6-1）市川港、横浜鈴繁埠頭、
厚木市飯山(Ⅱ)、大磯町大磯港、城南島※2
（様式 6-2）三郷市番匠免

Ⓑ検査試料採取調書

p.42～43 に記入例

（様式 7-1）市川港、横浜鈴繁埠頭、
厚木市飯山(Ⅱ)、大磯町大磯港、城南島※2
（様式 7-2）三郷市番匠免

※１　「土砂等発生元証明書」と「検査試料採取調書」、「地質分析（濃度）結果証明書」は必ずセットとなります。(試験の検体の数の資料が必要です。)

※２　城南島については、富津市の書式の提出が必要な場合があります。(ＵＣＲ担当者に相談してください。)

添付する図書類（ＵＣＲ担当者にご相談ください。）

土砂等発生元証明書には、

㋐（掘削）工事平面図

㋑（掘削）工事断面図

㋒ 土量計算書（土砂等発生元証明書毎に作成してください。）

を添付してください。

（５）「千葉市スポーツ公園」（（独）都市再生機構関連受入地）で必要な書式、図書類

千葉市スポーツ公園への土砂搬入を申し込む場合は様式、記入例などについて、ＵＣＲ担当者に確認してください。

（６）「八潮市垳」で必要な書式、図書類

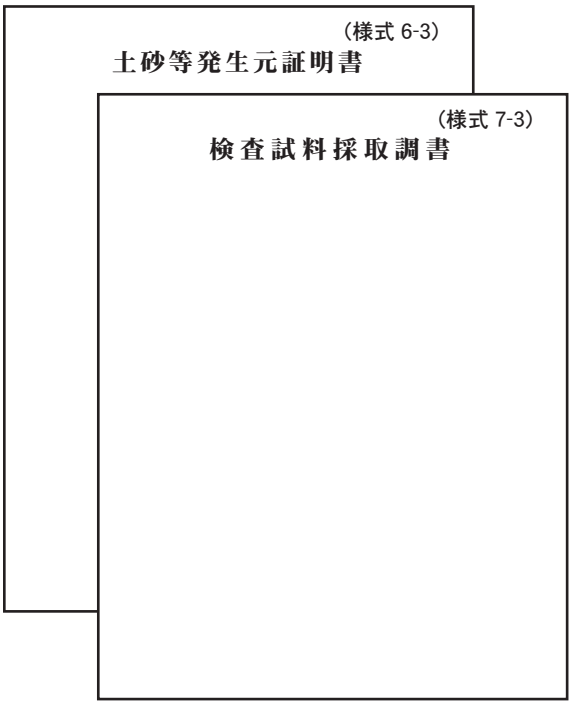

Ⓐ土砂等発生元証明書（様式 6-3）
p.40 に記入例

Ⓑ検査試料採取調書（様式 7-3）
p.44 に記入例
掘削土量 5,000 ㎥毎に 1 検体（5 地点・試料混合）が必要

添付する図書類

土砂等発生元証明書には、

㋐（掘削）工事平面図

㋑（掘削）工事断面図

を添付してください。

（７）「横須賀市久里浜港」で必要な書式、図書類

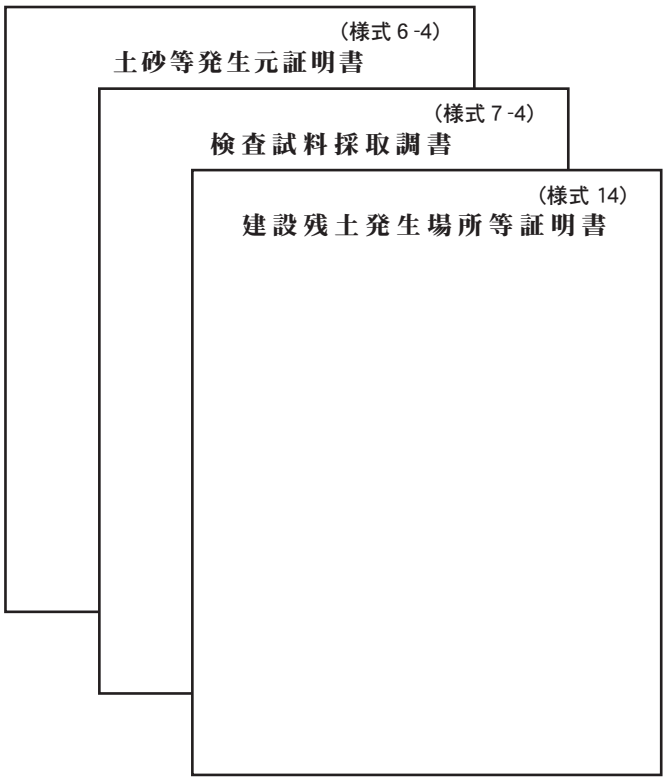

Ⓐ土砂等発生元証明書（様式 6-4）
p.41 に記入例

Ⓑ検査試料採取調書（様式 7-4）
p.45 に記入例
土質区分毎、かつ地山 4,000 ㎥毎に１検体（５地点※・試料混合）が必要
※第１種特定有害物質は１地点

Ⓒ建設残土発生場所等証明書（様式 14）
p.48 に記入例

添付する図書類

土砂等発生元証明書には、
- ㋐（掘削）工事平面図
- ㋑（掘削）工事断面図
- ㋒ 土量計算書（土砂等発生元証明書毎に作成してください。）

を添付してください。

提出が必要な受入地
「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「厚木市飯山(Ⅱ)」
「大磯町大磯港」「城南島」※
※「城南島」についてはＵＣＲ担当者に相談してください。

記 入 例　　（様式 6-1）

第九号様式（第八条第二項）

土 砂 等 発 生 元 証 明 書

記入しないでください。
「厚木市飯山(Ⅱ)」については、「年月日」は郵送日、特定事業者名は「厚木国際観光株式会社」と記入してください。

年　月　日

特定事業者名　様

発生元事業者
住　所　東京都渋谷区渋谷 2-17-5
事業者名　首都圏建設株式会社
代表者又は現場責任者
代表取締役　首都圏　太郎　印
担当者　建設　次郎
電話番号（携帯）〇〇〇－●●●●－△△△△

工事請負者を記入してください。
代表者等の職印を押してください。

必ず担当者名を記入してください。

担当者の携帯等直接連絡可能な電話番号を記入してください。

「地質分析（濃度）結果証明書」の備考欄の記載と一致させてください。

○工事現場から発生し、

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関す
第 137 号）第２条第１項に規定する廃棄物ではありません。

工　事　名	平成２９年水２３号　広域町水道送水管敷設工事
工事施工場所	広域町大字利用
発注者	広域町水道建設事務所
	平成 29 年 6 月 1 日～平成 30 年 2 月 15 日
当該工事に係る土砂等発生総量	7，０００．００ ㎥（うち搬出契約量　　㎥）
今回の証明に係る土砂等の量	2，０００．００ ㎥（５，０００㎥以内）
発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書の有無	（有）・無 別紙のとおり
発生土砂等の区分	第三種建設発生土
発生土砂等運搬契約者名	住所　広域町中央１－２　氏名　(株)資源工業 住所 住所 住所　氏名
発生土砂等埋立事業者名	（一時たい積特定事業場）　住所 氏名 （埋立て等の事業場）　住所 氏名

契約工期を記入してください。

当該工事での土砂発生総量（工事全体の土量）

記入しないでください。

今回の証明に関し、搬入する土量（別途土量計算必要）

下の行は記入しないでください。

記入しないでください。

注　発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１に規定する区分を記載すること。

提出が必要な受入地　「三郷市番匠免」

記　入　例

（様式 6-2）

別記様式第８号（第９条関係）

土砂等発生元証明書

年　　月　　日

新里開発株式会社
代表取締役社長　福島　八重子　様

住　　所　東京都渋谷区渋谷2-17-5

発生元事業者　事業者名　首都圏建設株式会社

代表者又は現場責任者
代表取締役　首都圏太郎　印
又は　現場代理人　建設次郎　印
電話番号　〇〇〇－●●●●－△△△△

「地質分析（濃度）結果証明書」の備考欄の記載と一致させてください。

次の工事　　等から発生する土砂等について、次のとおり。
なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法　廃棄物ではありません。

工事等名	平成２９年水２３号　広域町水道送水管敷設工事
工事等施工場所	広域町大字利用
発注者	広域町水道建設事務所
工事等施工期間	平成 29 年 6 月 1 日～平成 30 年 2 月 15 日
当該工事等に係る土砂等発生量	7，000．00㎥（うち処分契約量　　㎥）
今回の証明に係る土砂等の量	2，000．00㎥（５，０００㎥以内）
発生土砂等の計量証明書の有無	有
発生土砂等の区分	第三種建設発生土
発生土砂等運搬契約者	住所　広域町中央１－２ 氏名　(株)資源工業
発生土砂等最終処分事業者	住所 氏名

契約工期を記入してください。

記入しないでください。

当該工事での土砂発生総量（工事全体の土量）

今回の証明に関し、搬入する土量（別途土量計算必要）

必ず記入してください。

記入しないでください。

備考　発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１に規定する区分を記載すること。

提出が必要な受入地　「八潮市垈」

記　入　例

（様式 6-3）

この辺りに捨印をお願いします。（誤字等修正がある場合に必要）

第１８号様式

土砂等発生元証明書

年　　月　　日

書類作成日（地質分析結果証明書発行日以降）

特定事業者名

飯島興業株式会社　　様

発生元事業者　住　　所　**東京都渋谷区渋谷 2-17-5**

事業者名　**首都圏建設株式会社**

代表者又は現場責任者の氏名

代表取締役　首都圏　太郎　印

工事請負者及び代表者を記入、会社印を押してください。（スタンプタイプ等の簡易印鑑は不可。）

搬出予定土量が5,000㎥を超え、１検体以上提出の場合、ナンバリングをお願いします。

「地質分析（濃度）結果証明書」の備考欄の記載と一致させてください。

次のとおり搬出する土砂等が次の工事現場から発生した土砂等であることを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第 137 号）第２条第１項に規定する廃棄物ではありません。

工　事　名	**平成２９年水２３号　広域町水道送水管敷設工事①**
工事施工場所	**広域町大字利用**
発　注　者	**広域町水道建設事務所**
	平成 29 年 6 月 1 日～平成 30 年 2 月 15 日　契約工期を記入してください。
当該工事に係る土砂等発生総量	**7,０００.００** ㎥（うち処分契約量　　㎥）　当該工事での土砂発生総量（工事全体の土量）
今回の証明に係る土砂等の量	**2,０００.００** ㎥（５，０００㎥以内）　仮置土や転用土がある場合は差し引いた搬出土量を記載してください。
発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書の有無	(有)・無 別紙のとおり　今回の証明に関し、搬入する土量（別途土量計算必要）
発生土砂等の区分	**第三種建設発生土**
発生土砂等運搬契約者名	住所　東京都足立区東綾瀬 3-1-11　氏名　飯島興業株式会社 住所　**○○県広域町中央１－２**　氏名　**(株)資源工業** 住所　「八潮市垈」へ搬入する運搬事業者を記入してください。
一時たい積特定事業場を経由する場合にあっては一時たい積特定事業者名	住所 氏名　記入しないでください。

提出が必要な受入地　「横須賀市久里浜港」

記　入　例

（様式 6-4）

別記第 12 号様式（第 16 条関係）

土 砂 等 発 生 元 証 明 書

年　　月　　日

和歌山県知事　様

書類作成日（土壌検査結果証明書発行日以降）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

発生元事業者　**東京都渋谷区渋谷 2-17-5**

責任者氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

首都圏建設株式会社

代表取締役　首都圏　太郎　㊞

工事請負者を記入、代表者等の職印を押してください。

電話番号　**〇〇〇－●●●●－△△△△**

土砂等の発生について、次のとおり証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する廃棄物ではありません。

「土壌検査結果証明書」の備考欄の記載と一致させてください。

採取場所の所在地		**〇〇〇県〇〇郡広域町大字利用**
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工事名	**平成２９年水２３号　広域町水道送水管敷設工事**
	発注者	**広域町水道建設事務所**
	工事施工期間	**平成 29 年 6 月 1 日～平成 30 年 2 月 15 日**　契約工期を記入してください。
当該工事に係る土砂等の発生量		**3，000．00** ㎥（うち今回の搬入量　　㎥）　変更後の地山土量
今回の証明に係る土砂等の量		**1，000．00** ㎥（4　差引増の地山土量
発生土砂等の汚染状況についての検査結果の証明書の有無		（有）・　無
発生土砂等の区分		（1の（1））、1の（2）、2
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号）		**〇〇県〇〇郡広域町中央１－２** **（株）資源工業** **代表取締役　〇〇〇〇** **電話　〇〇〇－△△△－〇〇〇〇** 「横須賀市久里浜港」へ搬入する運搬事業者を記入
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号）		神奈川県横須賀市吉井２丁目７番１号 株式会社　マルモリ 代表取締役　長森　豊 電話　046-841-4067

備考

1　発生土砂等の区分については、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則別表第４第４項の表中土砂等の区分欄の１の（１）、１の（２）、２の区分に該当するものを〇で囲むこと。

2　氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

（日本工業規格Ａ列４番）

提出が必要な受入地
「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「厚木市飯山(Ⅱ)」
「大磯町大磯港」「城南島」※
※「城南島」についてはＵＣＲ担当者に相談してください。

記 入 例 （様式 7-1）

第三号様式（第四条第二項第十二号及び第五項第四号、第八条第三項並びに第十二条第一項第二号及び第三号並びに第二項）

検 査 試 料 採 取 調 書

年　　月　　日

採取者

住　所

所　属

採取された方の所属、氏名、連絡先を記入し、必ず採取者所属の会社印と職氏名印をお願いします。（スタンプタイプ等の簡易印鑑は不可）

職氏名　　印

連絡先電話

別添地質分析（濃度）結果証明書（排水汚染状況測定（濃度）結果証明書）の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分及び番号	123456－A　「地質分析（濃度）結果証明書」の検体区分・番号を転記してください。
報告区分	地質（表土・搬入・定期・廃止・完了・終了） 排水（定期・廃止・完了・終了）
採取年月日	平成 29 年 6 月 12 日　原則として、採取日の翌日までに分析機関に依頼してください。
採取日の天候	晴れ
地質分析の場合の採取深度	GL－0.5m, GL－1.5m, GL－2.5m, GL－3.5m, GL－4.5m

注　検体区分の欄には、この調書に係る地質分析（濃度）結果証明書、排水汚染状況測定（濃度）結果証明書に記載された番号等を記載すること。

提出が必要な受入地　「三郷市番匠免」

記 入 例

（様式 7-2）

別記様式第９号（第９条関係）

検 査 試 料 採 取 調 書

年　　月　　日

住　所
採取者　所　属
職氏名　　印
電話番号

採取された方の所属、氏名、連絡先を記入し、押印してください。（採取者は工事請負業者、分析機関のいずれでも可）

別添計量証明書（(地質)・水質）の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分	123456－A　「地質分析（濃度）結果証明書」の検体区分・番号を転記してください。
報告区分	地質（(搬入)・定期・廃止・完了） 水質（定期・廃止・完了）
採取年月日	平成 29 年 6 月 12 日　原則として、採取日の翌日までに分析機関に依頼してください。
採取日の天候	晴れ
地質分析の場合の採取深度	No. 1　No. 2　No. 3　No. 4　No. 5 GL－0.5m，GL－0.5m，GL－0.5m，GL－0.5m，GL－0.5m

備考　検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

提出が必要な受入地　「八潮市垳」　**記 入 例**　　**（様式 7-3）**

第３号様式

検 査 試 料 採 取 調 書

ボーリング等で採取日が数日間になる場合は最終日の日付を記載してください。

年　　月　　日

採取者　住　所
　　所　属
　　職氏名　　㊞
　　電話番号

採取された方の所属、氏名、連絡先を記入し、必ず採取者所属の会社印と職氏名印をお願いします。（スタンプタイプ等の簡易印鑑は不可。）

別添計量証明書（(地質)・水質）の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分	**123456－A**　「地質分析（濃度）結果証明書」の検体区分・番号を転記してください。
報告区分	地質（表土・(搬入)・定期・廃止・完了） 排水（定期・廃止・完了・終了）
採取年月日	**平成 29 年 6 月 12 日**　原則として、採取日の翌日までに分析機関に依頼してください。
採取日の天候	**晴れ**
地質分析の場合の採取深度	**GL－0.5m，GL－0.5m，GL－0.5m，GL－0.5m，GL－0.5m**

備考　検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

提出が必要な受入地　「横須賀市久里浜港」

記 入 例

（様式 7-4）

別記第６号様式（第 11 条、第 16 条、第 22 条関係）

検 査 試 料 採 取 調

土壌検査結果証明書を発行する分析会社が記入してください。

（注意）
試料採取から分析、結果証明までを同一の分析会社が行う必要があります。

年　　月　　日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
採取者　　**〇〇県〇〇市〇〇１－２－３**
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇地質分析株式会社
代表取締役　〇〇〇〇　　印
採取者　〇〇〇〇
電話番号　**〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇**

別添土壌検査結果証明書（水質検査結果証明書）の検査試料を次のとおり採取しました。

採取した試料の検査結果を証明する書面に記載された発行番号	土壌検査結果証明書右肩の発行番号を転記してください。
検体区分	（土砂等）・水質（表土・搬入）（定期・廃止・完了） 浸透水（定期・廃止・完了）
採取年月日	**平成 29 年 6 月 12 日**　原則として、採取日の翌日までに分析機関に依頼してください。
採取日の天候	**晴れ**
土砂等の採取の場合にあっては、採取深度	**ＧＬ－0.5m、－1.5m、－2.5m、－3.5m、－4.5m**

備考
1　試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。
2　氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

（日本工業規格Ａ列４番）

提出が必要な受入地
「青梅地区」「八王子地区」「相模湖鶴島土地改良区」

記 入 例　（様式 12-1）

年　月　日

運 搬 車 両 一 覧 表

工事名　平成２９年水２３号　広域町水道送水管敷設工事

工事請負者　首都圏建設株式会社

20台を超える場合、
2ページ目は21～
3ページ目は41～
としてください。

運搬事業者名　(株)資源工業

住　所　〇〇県〇〇郡広域町中央１－２

電話番号　〇〇〇－△△△－〇〇〇〇

	ナンバー	背番号
1	大宮１２３ あ １１２３	大宮建１２３４
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

ナンバープレートの情報を記入してください。

荷台表記の情報を記入してください。

受入地に土砂を搬入する全ての車両を記載してください。

八王子地区（２）へ搬入される場合は、八王子砕石協会に登録されている車両に限ります。

＊ 注　排ガス規制をクリアしていない車両は使用できません
＊ 注　車検証・運転免許証等の写しを添付する必要はありません

提出が必要な受入地
「秋ヶ瀬ヤード」

記 入 例

（様式 12-2）

運 搬 車 輌 一 覧 表

30台を超える場合、No.を
2ページ目は31～
3ページ目は61～
としてください。

承諾番号
発 注 者　広域町水道建設事務所
工事件名　平成29年水23号広域町水道送水管敷設工事
請負業者　首都圏建設株式会社
電話番号　〇〇〇－△△△－〇〇〇〇

No.	メーカー	積載重量(t)	登録番号	車番	初年度登録年月	型式	粒子状物質排出基準(条例)の適合			運搬事業者	表示番号
							基準を満たす車	減少装置装着車 ステッカー有無	規制が猶予される車		
例	いすゞ	10	大宮123あ	1123	13.9	KK－		有		〇〇土建	大宮建1234
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											

受入地に土砂を搬入する全ての車両を記載してください。

※　条例（九都県市）で定める粒子状物質排出基準を満たさないデーゼル車は搬入できません。

※　車検証の備考欄に記載されている「NOX・PM適合」の有無は条例の適否を示すものではありません。

型式　：自動車検査書の「型式」蘭の識別記号を記入する。
基準を満たす車　：新しい形式のディーゼル車（基準に適合する型式）規制対象外。
減少装置装着車　：条例に定める規制対象車に「粒子状物質減少装置」を装着した車。
規制が猶予される車　：新車登録から7年間の猶予期間内の車。

提出が必要な受入地 「横須賀市久里浜港」

記 入 例

（様式 14）

建設残土発生場所等証明書

建設残土発生場所の概要	所在地	○○県○○郡広域町大字利用
	工事名	平成２９年水２３号　広域町水道送水管敷設工事
	発注者	住所　○○県○○郡広域町１－１ 氏名　広域町水道建設事務所 電話番号　○○○－△△△－○○○○
	工事期間	平成 29 年 6 月 1 日～平成 30 年 2 月 15 日
請負業者の住所、氏名及び電話番号		東京都渋谷区渋谷 2-17-5 首都圏建設株式会社　代表取締役　首都圏 太郎 000－000－0000
土砂集積業者の住所、氏名及び電話番号		神奈川県横須賀市吉井２丁目７番１号 株式会社マルモリ　代表取締役　長森豊 046-841-4067
海上運搬業者の住所、氏名及び電話番号		徳島県板野郡松茂町笹木野字八山開拓 36-10 住若海運株式会社　代表取締役　坂崎誠一 088-699-6622
建設残土搬入港名		
同　搬入年月日		
同　搬入土量		

記入しないでください。

上記のとおりであることを証明します。

松山市長　野志　克仁　殿

記入しないでください。

平成　　年　　月　　日

請負業者　住所　東京都渋谷区渋谷 2-17-5
氏名　首都圏建設株式会社 代表取締役 首都圏太郎 ㊞
電話番号　000－000－0000

土砂集積業者　住所　神奈川県横須賀市吉井２丁目７番１号
氏名　株式会社マルモリ　代表取締役　長森豊　㊞
電話番号　046-841-4067

海上運搬業者　住所　徳島県板野郡松茂町笹木野字八山開拓 36-10
氏名　住若海運株式会社 代表取締役 坂崎誠一　㊞
電話番号　088-699-6622

注１　「住所氏名」は、法人にあっては、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名を記載のこと。

２　建設残土運搬課程において、上記以外の業者が関係する場合（例えば、陸上運搬業者、掘削業者等）にあっては、その業者についても記載のこと。

3　土量増や工期延伸などが生じた時に提出が必要な書式、図書類

（１）全ての受入地で提出が必要な書式、図書類

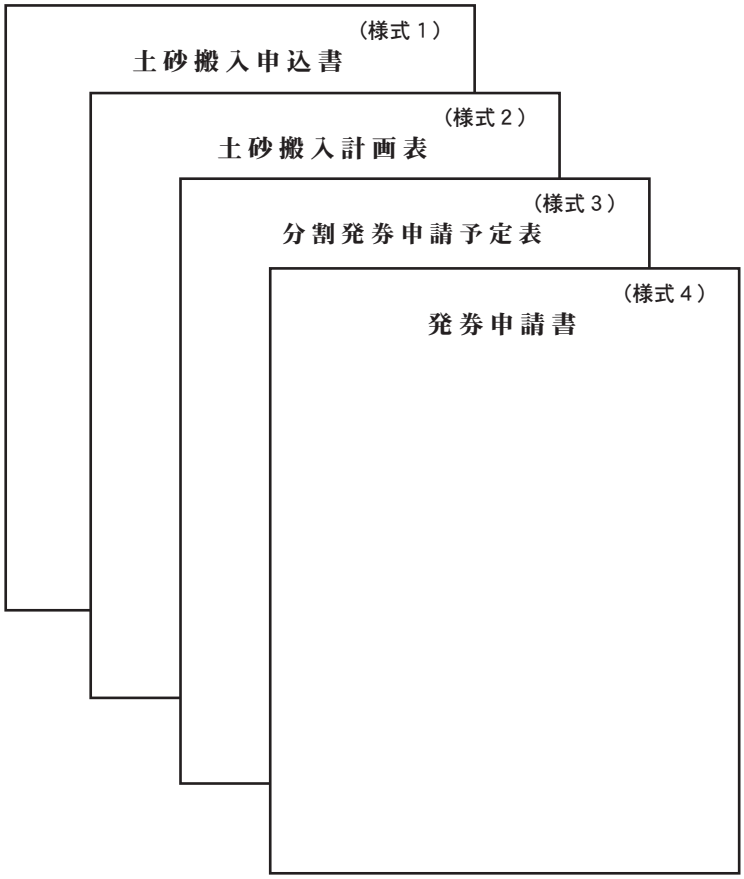

①土砂搬入申込書（様式１）（必須）

変更後の工期、土量を記入してください。

②土砂搬入計画表（様式２）（必須）

変更後の搬入予定を記入してください。

③分割発券申請予定表（様式３）

土量増分の土砂搬入管理券を一括購入する場合は不要です。

④発券申請書（様式４）

（土量増の場合、必須）

※土量増の場合、追加土量や施工場所等により「地質分析（濃度）結果証明書（様式　５）」が必要となります。
詳細はＵＣＲ担当者にご相談ください。

添付する図書類

土砂搬入申込書には、

㋐工事位置図（前回までの申込み場所以外からの搬出がある場合）

㋑受入地までの運搬経路図（前回までの申込み場所以外からの搬出がある場合）

地質分析（濃度）結果証明書には、

㋒試料採取位置図

㋓試料採取状況写真

新たに土砂を仮置きし、そこから受入地に搬入する場合には、

㋔仮置場使用確認書（案内図、平面図、写真を添付）（様式 13）

（「横須賀市久里浜港」については、ご相談ください。）

を添付してください。

※　各様式については当社ホームページの首都圏事業、請負者（申込者）の皆様への「ダウンロード（新様式）」から必要な様式をダウンロードしてください。
（目次３頁参照）

（２）受入地により追加で提出が必要な書式、図書類

①「市川港」「三郷番匠免」「横浜鈴繁埠頭」「厚木市飯山(Ⅱ)」「大磯町大磯港」「城南島」

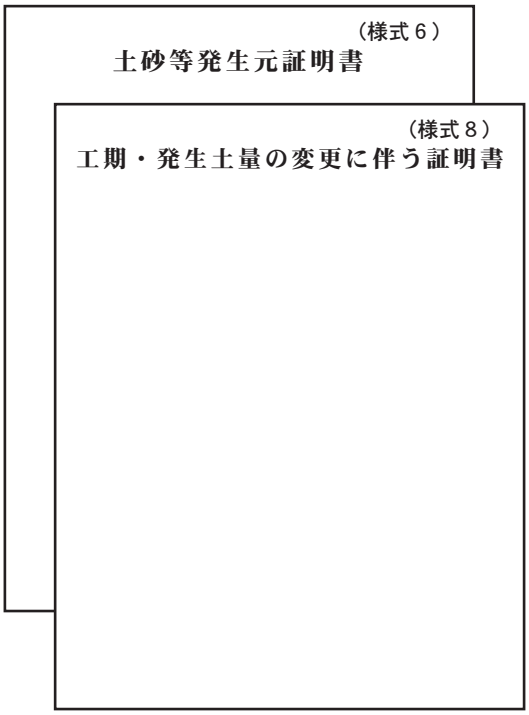

Ⓐ土砂等発生元証明書（様式　６）（必須）
p.38～39 に記入例
変更後の土量及び工期を記載してください。
（様式 6-1）市川港、横浜鈴繁埠頭、厚木市飯山(Ⅱ)
大磯町大磯港、城南島
（様式 6-2）三郷市番匠免

Ⓑ（工期・）発生土量の変更に伴う証明書
（様式　８）（必須）p.53 に記入例
変更する理由、延伸工期、変更土量等を記入してください。不要な項目は消去してください。

添付する図書類

土量変更の場合、土砂等発生元証明書には、
㋐（掘削）工事平面図（変更箇所がわかるように記載）
㋑（掘削）工事断面図（変更箇所がわかるように記載）
㋒ 土量計算書（土砂等発生元証明書毎に作成してください。）
を添付してください。

土量増の場合、追加土量や施工場所等によっては新たな試料採取・分析等が必要となるため、「検査試料採取調書（様式　７）」の提出が必要となります。
詳細はＵＣＲ担当者にご相談ください。

②「八潮市垳」

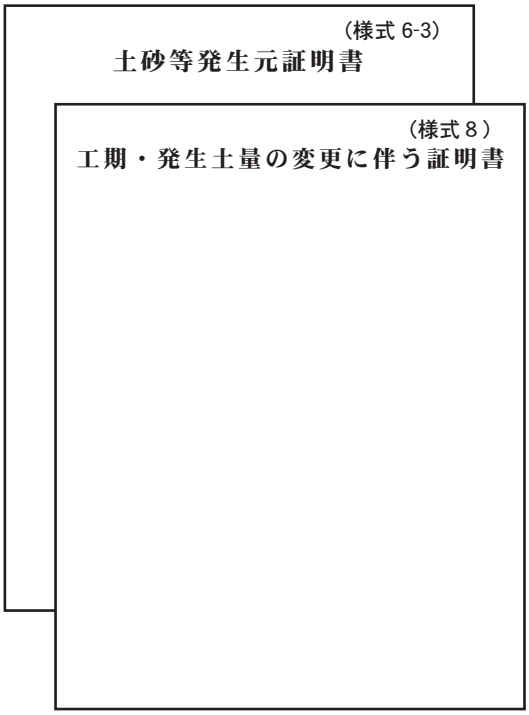

Ⓐ土砂等発生元証明書（様式　6-3）（必須）
p.40 に記入例
変更後の土量及び工期を記載してください。

Ⓑ工期・発生土量の変更に伴う証明書
（様式　８）（必須）p.53 に記入例
変更する理由、延伸工期、変更土量等を記入してください。不要な項目は消去してください。

添付する図書類

土量変更の場合、土砂等発生元証明書には、
㋐（掘削）工事平面図（変更箇所がわかるように記載）
㋑（掘削）工事断面図（変更箇所がわかるように記載）
を添付してください。

土量増の場合、追加土量や施工場所等によっては新たな試料採取・分析等が必要となるため、

㋐ 検査試料採取調書（様式 7）や

㋑ 運搬経路表

の提出が必要となります。

詳細はＵＣＲ担当者にご相談ください。

③「横須賀市久里浜港」

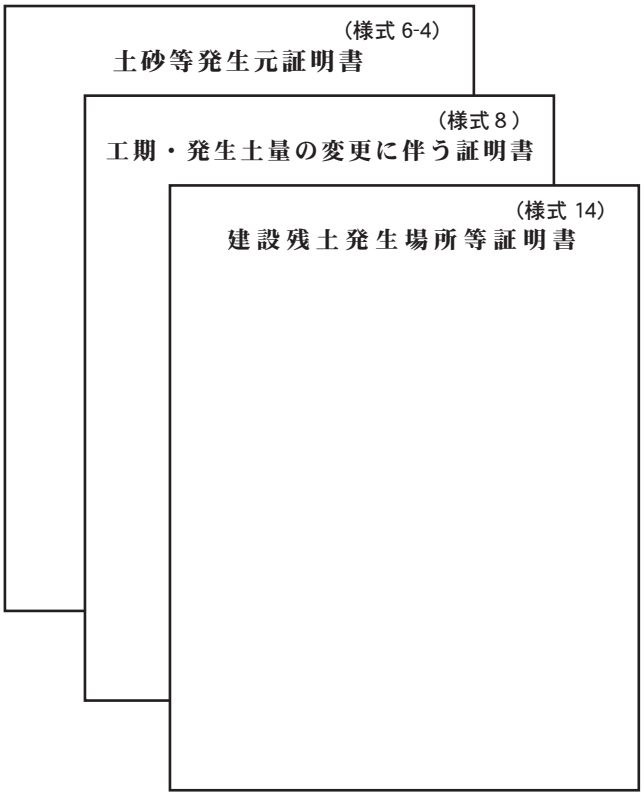

Ⓐ土砂等発生元証明書（様式 6-4）（必須）
p.41 に記入例
変更後の土量及び工期を記載してください。

Ⓑ工期・発生土量の変更に伴う証明書（様式 ８）（必須） p.53 に記入例
変更する理由、延伸工期、変更土量等を記載してください。不要な項目は消去してください。

Ⓒ建設残土発生場所等証明書（様式 14）（必須） p.48 に記入例
工期延伸の場合は不要です。

添付する図書類

土量変更の場合、土砂等発生元証明書には、

㋐（掘削）工事平面図（変更箇所がわかるように記載）

㋑（掘削）工事断面図（変更箇所がわかるように記載）

㋒ 土量計算書（土砂等発生元証明書毎に作成してください。）

を添付してください。

土量増の場合、追加土量や施工場所等によっては新たな試料採取・分析等が必要となるため、「検査試料採取調書（様式 7）」の提出が必要となります。

詳細はＵＣＲ担当者にご相談ください。

④その他の受入地

土量増などで新たな試料採取が必要となった場合に次の書類が必要となります。詳細はＵＣＲ担当者にご相談ください。

㋐　「江戸川・中川ヤード」「加須 IC 東地区」「寄居スマート IC 西地区」「荒川下流松島左岸」

・ダイオキシン類試験結果証明書
・土質試験結果一覧表(データ表を添付する。)

㋑　「青梅地区」「八王子各地区」「相模湖鶴島土地改良区」

・ダイオキシン類試験結果証明書
※検定方法は、環境省による「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成 21 年３月)」によります。
・運搬車両一覧表（様式 12-1）（p.46 に記入例）

㋒　「秋ヶ瀬ヤード」

・ダイオキシン類試験結果証明書
・土質試験結果一覧表(データ表を添付する。)
・運搬車両一覧表（様式 12-2）（p.47 に記入例）

㋓　「千葉市スポーツ公園」

・必要な書類についてはＵＣＲ担当者にご相談ください。

工期延伸や土量増の時に提出が必要な受入地
「市川港」「三郷市番匠免」「八潮市垳」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「横須賀市久里浜港」「城南島」

土量増の場合の記入例

（様式　8）

工期延伸の場合の記入について；
表題を「工期の変更に伴う証明書」とし、変更（延伸）となる理由を記載してください。

平成　　年　　月　　日

発生土量の変更に伴う証明書

工　　事　　名：　**平成２９年水２３号　広域町水道送水管敷設工事**

路線・河川・区域名：

工　事　場　所：　**〇〇県〇〇郡広域町大字利用**

上記の工事について、　**工事延長の増等**　の理由から、発生土量を〇〇〇ｍ^{3}から△△△ｍ^{3}に変更したことに相違ありません。

発注機関（所属・役職）

所　　属　**広域町水道建設事務所**

担当者名　**上水　道男**　　印

発生元事業者

事業者名　**首都圏建設株式会社**

代表者名　**代表取締役　首都圏 太郎**　　印

4　完了時に提出が必要な書式、図書類（全受入地共通）

（1）申込土量より搬入土量が少ない場合に提出が必要な書式、図書類

（様式 9）
土砂搬入完了精算書

Ⓐ土砂搬入完了精算書（様式 9）
p.55 に記入例

※ 「土砂搬入完了精算書」は「土砂搬入完了届」を兼ねます。

※ ＵＣＲからの土砂搬入完了確認書が必要な場合は、別途、「土砂搬入完了確認依頼書」を提出してください。

同時に提出する図書類

土砂搬入完了精算書の提出と同時に、

㋐（未使用の）土砂搬入管理券

㋑（ＵＣＲから貸与した）受入地通行証

を提出（返還）してください。

（2）申込土量全量の搬入が完了した場合に提出が必要な書式、図書類

（様式 10）
土砂搬入完了届

Ⓐ土砂搬入完了届（様式 10） p.56 に記入例

※ 土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は不要です。

同時に提出する図書類

土砂搬入完了届の提出と同時に、

㋐（ＵＣＲから貸与した）受入地通行証

を提出（返還）してください。

（3）ＵＣＲからの土砂搬入完了確認書が必要な場合に提出する書式、図書類

（様式 11）
土砂搬入完了確認依頼書

Ⓐ土砂搬入完了確認書（様式 11） p.57 に記入例

※ ＵＣＲからの「土砂搬入完了確認書」（p.58 に見本）は概ね３～５日程度で郵送します。

同時に提出する図書類

土砂搬入完了確認書の提出と同時に、

㋐（ＵＣＲから貸与した）受入地通行証

を提出（返還）してください。

申込土量より搬入土量が少ない場合は、必ず提出してください。
・未使用券がある場合
・設計変更により搬入土量が減となった場合

記 入 例

（様式 9）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

土 砂 搬 入 完 了 精 算 書

〔承諾番号 都－１２３４５６〕

(株) 建設資源広域利用センター 御中

工事請負者 住 所 東京都渋谷区渋谷2-17-5

法人名 首都圏建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 首都圏 太郎 印

使用枚数＋返却券枚数＝発券枚数となります。

次のとおり土砂搬入が完了し搬入完了土量が搬入申込土量を下回ったので届け出ます。

搬入先（受入地名）	青梅地区（ケ）				
発注機関	広域町水道建設事務所				
工事名	平成２９年水２３号 広域町水道送水管敷設工事				
搬入申込土量	２，０００．００ ㎥				
搬入完了土量（券換算）	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計
	10ｔ車券	339枚	5.55㎥	1,881.45㎥	
	ｔ車券	枚	㎥	㎥	
	ｔ車券	枚	㎥	㎥	1,881.45 ㎥

上記に伴う受入料金の還付を下記のとおり申請します。

未使用返却券枚数及び返却券土量	券種	返却券枚数	積載土量	返却券土量	返却券土量の合計
	10ｔ車券	22枚	5.55㎥	122.10㎥	
	ｔ車券	枚	㎥	㎥	
	ｔ車券	枚	㎥	㎥	122.10 ㎥
受入単価	（昼）／夜		（地山１㎥当たり）	2,480	円
還付金額	（税込）			327,032	円

還付先	金融機関・支店名	口座名義人（フリガナ）	科目	口座番号
		（ｼｭﾄｹﾝｹﾝｾﾂｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ）	当座・（普通）	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	〇〇 銀行 〇〇 支店	首都圏建設株式会社		

備考欄	

工事請負者担当者（氏名） 建設 次郎 （携帯） 000-0000-0000
（電話） 000-000-0000 （FAX） 000-000-0000

返却券土量の合計×受入単価＝A（１円未満切捨て）
A×1.08（消費税）＝還付金額（１円未満切捨て）

上記のとおり相違ないことを申し添えます

発注機関（所属） 広域町水道建設事務所
監督員 （氏名） 上水 道男 印
（電話） 000－000－0000 （FAX） 000－000－0000

注意 １）備考欄は工事請負者と払戻先口座名義人が異なるとき、双方の関係をご記入ください。

記 入 例

（様式 10）

年　　月　　日

土 砂 搬 入 完 了 届

〔承諾番号　**都－１２３４５６**　〕

(株) 建設資源広域利用センター　御中

工事請負者　住　所　　**東京都渋谷区渋谷2-17-5**
法人名　　**首都圏建設株式会社**
代表者職氏名　**代表取締役 首都圏 太郎**
現場代理人　氏名　**建設　次郎**　印

次のとおり搬入申込土量全量の搬入が完了したので届け出ます。

搬入先（受入地名）	**青梅地区（ケ）**
発注機関	**広域町水道建設事務所**
工事名	**平成２９年水２３号　広域町水道送水管敷設工事**
搬入申込土量	**２，０００．００** ㎥
搬入完了土量	上記搬入申込土量のとおり
備考欄	
工事請負者担当者（氏名）**建設　次郎**　（携帯）**000-0000-0000** （電話）**000-000-0000**　（FAX）**000-000-0000**	

注意
１）土量は、横須賀市久里浜港はぐし土量、それ以外の受入地は地山土量とします。

※　土砂搬入完了精算書や土砂搬入完了確認依頼書を提出する場合は当書類（土砂搬入完了届）の提出は不要です。

ＵＣＲからの「土砂搬入完了確認書」が必要な場合に提出してください。

記 入 例

（様式 11）

年　　月　　日

土砂搬入完了確認依頼書

〔承諾番号　都－１２３４５６　〕

(株) 建設資源広域利用センター　御中

工事請負者　住　所　東京都渋谷区渋谷2-17-5

法人名　首都圏建設株式会社

代表者職氏名　代表取締役 首都圏 太郎　印

次のとおり建設発生土の搬入を完了したので確認書の発行を依頼します。

搬入先（受入地名）	青梅地区（ケ）				
発注機関	広域町水道建設事務所				
工事名	平成２９年水２３号　広域町水道送水管敷設工事				
工事場所	広域町大字利用				
搬入申込土量	2，０００．００　㎥				
搬入完了土量（券換算）	券種	使用枚数	積載土量	搬入土量	搬入土量の合計
	１０ｔ車券	３３９枚	５．５５㎥	1,881.45㎥	
	ｔ車券	枚	㎥	㎥	
	ｔ車券	枚	㎥	㎥	1,881.45 ㎥
土砂搬入開始日	平成２９年　７月　４日				
土砂搬入完了日	平成２９年１１月　８日				
工事請負者担当者（氏名）建設　次郎　（電話）000-000-0000（FAX）000-000-0000 完了確認書送付先（宛名）首都圏建設(株)〇〇作業所 （郵便番号）123-0045　（住所）〇〇県〇〇市〇〇123					

注意

１）土量は、横須賀市久里浜港はほぐし土量、それ以外の受入地は地山土量とします。

２）土砂搬入完了確認書の発行を希望する場合は必ず当書類を提出してください。

見　本

（その他）

平成２９年１１月１０日

土砂搬入完了確認書

首都圏建設株式会社　　御中

株式会社　建設資源広域利用センター

次のＵＣＲ受入地への土砂の搬入は、下記のとおり完了したことを確認します。

1. ＵＣＲ承諾番号　　都－１２３４５６号
2. 発注機関　　広域町水道建設事務所
3. 工事名　　平成２９年水２３号　広域町水道送水管敷設工事
4. 工事場所　　広域町大字利用

記

搬入受入地　　青梅地区（ケ）

搬入土量　　申込土量　　２，０００．００　ｍ^3

完了土量（券換算）　　１，８８１．４５　ｍ^3

土砂搬入期間　　自　平成２９年７月４日　至　平成２９年１１月８日

【 メモ 】

群馬県
栃木県
埼玉県
東京都
山梨県
神奈川県
静岡県
東京湾
1
2
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

平成29年度
首都圏事業受入地位置図

受入地名
❶ 江戸川関宿ヤード
❷ 江戸川流山ヤード
❸ 千葉市スポーツ公園
❹ 市川港
❺ 加須IC東地区
❻ 寄居スマートIC西地区
❼ 江戸川右岸金杉ヤード
❽ 江戸川鍋小路ヤード
❾ 中川右岸須賀ヤード
❿ 秋ヶ瀬ヤード
⓫ 中川右岸八條ヤード
⓬ 三郷市番匠免
⓭ 八潮市垳
⓮ 横浜鈴繁埠頭
⓯ 相模原市葉山島
⓰ 厚木市飯山（Ⅱ）
⓱ 中井町雑色
⓲ 大磯町大磯港
⓳ 横須賀市久里浜港
⓴ 荒川下流松島左岸
㉑ 青梅地区（エ）
㉒ 青梅地区（オ）
㉓ 青梅地区（カ）
㉔ 青梅地区（キ）
㉕ 青梅地区（ク）
㉖ 青梅地区（ケ）
㉗ 青梅地区（コ）
㉘ 八王子地区（２）
㉙ 城南島
㉚ 相模湖鶴島土地改良区

平成２９年度 ＵＣＲ建設発生土受入地一覧表

都・県	番号	継続／新規	受入地 名称（UCR呼称）	受入地 所在地	受入地 緯度・経度	事業担当機関	事業内容	受入予定時期（月）	受入土量（万m³）	受入単価（予定）円/地山m³ 消費税含まず
千葉	1	新規	江戸川関宿ヤード	野田市関宿元町地先	36.079723, 139.782404	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	11～2	3.0	450
	2	継続	江戸川流山ヤード	流山市深井新田地先	35.907920 ,139.881819	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	4～2	10.0	450
	3	継続	千葉市スポーツ公園	千葉市中央区川崎町地先	35.572277, 140.121822	(独)都市再生機構	公園等整備	11～2	5.0	450
	4	継続	市川港	市川市千鳥町14-4	35.674111, 139.930439	(株) サンドテクノ	砂利採取場跡地整理等（中継基地）	4～3	10.0	昼間 3,450 夜間 3,600
埼玉	5	新規	加須IC東地区	加須市北大桑地先	36.125299, 139.646938	埼玉県 企業局 地域整備事務所	宅地造成	8～3	15.0	450
	6	新規	寄居スマートIC西地区	児玉郡美里町甘粕地先	36.173927, 139.186452	埼玉県 企業局 地域整備事務所	宅地造成	6～3	9.3	450
	7	継続	江戸川右岸金杉ヤード	北葛飾郡松伏町金杉地先	35.938375, 139.848051	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	11～2	5.0	450
	8	継続	江戸川鍋小路ヤード	吉川市鍋小路地先	35.913615, 139.868275	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	4～3	10.0	450
	9	新規	中川右岸須賀ヤード	吉川市須賀地先	35.899295, 139.837546	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	4～2	4.0	450
	10	継続	秋ヶ瀬ヤード	さいたま市桜区下大久保地先	35.847608, 139.602137	国土交通省 荒川上流河川事務所	一般堤防	4～3	45.0	450
	11	継続	中川右岸八條ヤード	八潮市八條地先	35.839659, 139.842699	国土交通省 江戸川河川事務所	一般堤防	11～2	3.0	450
	12	継続	三郷市番匠免	三郷市番匠免1173-1	35.837112, 139.872057	新里開発(株)	採石場復旧（中継基地）	4～3	30.0	昼間 3,320 夜間 3,500
	13	継続	八潮市垳	八潮市大字垳544-2	35.802146, 139.835091	飯島興業(株)	林地造成(中継基地)	4～3	15.0	3,120
神奈川	14	継続	横浜鈴繁埠頭	横浜市神奈川区鈴繁町4	35.474331, 139.646840	中央産業(株)	砂利採取場跡地整理等（中継基地）	4～3	20.0	3,800
	15	継続	相模原市葉山島	相模原市緑区葉山島1281-1	35.540797, 139.320859	(株)相模	採石場復旧	4～3	0.3	2,850
	16	継続	厚木市飯山（Ⅱ）	厚木市飯山池の谷4412	35.475242, 139.313114	厚木国際観光(株)	ゴルフ場造成	4～9	5.0	2,850
	17	継続	中井町雑色	足柄上郡中井町雑色字峰ノ畑719-1	35.331015, 139.204175	足柄採石(株)	林地造成	4～3	2.0	2,350
	18	継続	大磯町大磯港	中郡大磯町大磯1398-3	35.305944, 139.316643	湘南綜合企画(株)	砂利採取場跡地整理等（中継基地）	4～3	10.0	3,440
	19	継続	横須賀市久里浜港	横須賀市久里浜8-2567-62	35.221646, 139.719384	(株)マルモリ	砂利採取場跡地整理等（中継基地）	4～3	10.0	3,060 (円/ほぐしm³)
東京	20	新規	荒川下流松島左岸	江戸川区松島地先	35.708936, 139.855182	国土交通省 荒川下流河川事務所	一般堤防	11～2	0.7	450
	21	継続	青梅地区（エ）	青梅市成木8-452-1	35.818301, 139.235581	東京活用土協同組合	採石場復旧	4～3	20.0	2,480
	22	継続	青梅地区（オ）	青梅市成木5-1390	35.825473, 139.244317			4～3	5.0	
	23	継続	青梅地区（カ）	青梅市成木6-1-1	35.831798, 139.233876			4～3	12.0	
	24	継続	青梅地区（キ）	西多摩郡日の出町大久野2650	35.748834, 139.227228			4～3	30.0	
	25	継続	青梅地区（ク）	青梅市成木8-465-1	35.820386, 139.231606			4～3	12.0	
	26	継続	青梅地区（ケ）	青梅市成木8-868	35.824648, 139.223092			4～3	15.0	
	27	継続	青梅地区（コ）	青梅市成木6-536	35.836654, 139.219126			4～3	12.0	
	28	継続	八王子地区（2）	八王子市美山町388	35.696649, 139.239291			4～3	25.0	
	29	継続	城南島	大田区城南島3-14	35.578299, 139.777042	(株)大倉	採石場復旧（中継基地）	4～3	25.0	昼間 3,600 夜間 3,780
山梨	30	継続	相模湖鶴島土地改良区	上野原市鶴島廻り戸397-4	35.610248, 139.127932	鶴島土地改良区	農地造成	4～3	20.0	2,500

各受入地の条件等は変更する場合があります。ＵＣＲのホームページで確認するとともに、ＵＣＲ担当者に事前相談をするようにお願いします。

番号	土質条件						試験項目				その他項目				特記事項	
	受入可能土質					最大粒径(mm)	地質分析		ダイオキシン	土質試験	発生元証明書	試料採取調書	土質立会実施	夜間搬入可	受入地毎の注意事項	注意事項等の内容
	1種	2種	3種	4種	改良土		溶出	含有								
1	×	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分の最低受入量は1,000m³を標準とする。（注1）	「改良土」について ○：セメント系改良土、石灰系改良土ともに受入可。 セメント系改良土については、建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を実施すること。 △：石灰系改良土のみ受入可。 要相談：改良材種類、時期、土量、土質性状により、受入が可能な場合がある。 「地質分析」について 溶出試験 ◎：28項目実施 ○：27項目実施（「1,4-ジオキサン」不要） 含有量試験 ・各受入地に必要な、含有試験2項目（砒素、銅）、9 項目または11項目（2＋9）を実施すること。 「土質立会実施」について ○：全件について実施。 △：土量等の条件により実施。 各試験結果及び土質等を現場で確認する。 （注1） ・建設発生土利用基準において、河川築堤（一般堤防）への用途に適した土質であること。 ・石灰系改良土の添加量は30kg/m³以下とするが、場合により受け入れられない場合もあるので事前に相談を要する。 ・放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されている自治体から搬出する場合は、空間放射線量の測定を行うこと。 （注2） ・地質分析試験の有効期限は試料採取日から6ヶ月間とする。 （注3） ・地質分析試験項目の各基準値の8割までを受入可とする。 （注4） ・1,000m³未満の場合は要相談。 ・1種土については、事前に相談を要する。 ・2種砂質土については、受入基準に合致する粒度分布が満たされていること。 ・2種礫質土については、粒度分布は要相談。 （注5） ・試料採取位置等について、事前協議が必要となる。 ・発生土砂の対象区域が確認できる図面（平面図、断面図に着色等）他の資料が必要となる。 ・仮置土や浚渫土等は受入不可となる場合がある。 （注6） ・発生元の土地が河川、特定事業場等の場合は相談を要する。 （注7） ・1,000m³以上の工事のみ受入が可能。 ・河川土工マニュアル（平成21年4月（財）国土技術研究センター）に記載する「築堤材料に望ましい土（66頁）」等による条件あり。（※参照） （注8） ・受入地毎に1日当たりの台数制限あり。 （注9） ・河川、湖沼等から発生する水底土砂の場合のみ、ダイオキシン試験を実施する。 ※参照※ ・「河川土工マニュアル」の他、「建設発生土利用マニュアル第3版（(独)土木研究所）」の63頁を参照。
2	×	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分の最低受入量は1,000m³を標準とする。（注1）	
3	○	○	○	×	要相談	100	◎	○ 2項目	×	○	×	×	○	要相談	・原則として発生土は公共関連工事。 ・改良土は中性無機系、高分子系、スラッジ系のみ可。	
4	○	○	○	×	×	100	◎	○ 2項目	×	×	○	○	×	○	・夜間30台/日以上であれば受入可能。 ・休日の受入については相談可。（注2・3・5）	
5	○	○	○	×	△ 要相談	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×		
6	○	○	○	×	△ 要相談	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×		
7	×	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分の最低受入量は1,000m³を標準とする。（注1）	
8	×	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分の最低受入量は1,000m³を標準とする。（注1）	
9	×	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分の最低受入量は1,000m³を標準とする。（注1）	
10	○	○	○	×	×	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	△	×	（注4）	
11	×	○	○	×	△	100	◎	○ 9項目	○	○	×	×	○	×	・一土質区分の最低受入量は1,000m³を標準とする。（注1）	
12	○	○	○	×	×	100	◎	○ 2項目	×	×	○	○	×	○	（注2）	
13	○	○	○	×	×	100	◎ ＋ 水素イオン	○ 2項目	×	×	○	○	×	×	（注2・5）	
14	○	○	○	×	×	100	◎	○ 2項目	×	×	○	○	×	×	（注2・3・5）	
15	○	○	○	×	要相談	100	○	○ 2項目	×	×	×	×	×	×	（注8）	
16	○	○	○	×	要相談	100	○	○ 2項目	×	×	○	○	×	×	・受入時期に変更が生じる可能性があるので事前に確認すること。（注8）	
17	○	○	○	×	要相談	300	○	×	×	×	×	×	×	×	・受入地搬入時にPHが3．5～8．0の範囲内であること。（簡易検査を実施）（注6）	
18	○	○	○	×	×	100	◎	○ 2項目	×	×	○	○	×	×	（注2・5）	
19	○	○	○	×	要相談	100	◎	×	×	×	○	○	×	×	・試料採取は専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼すること。（注2・5）	
20	×	○	×	×	×	100	◎	○ 11項目	○	○	×	×	○	×	（注7）	
21	○	○	○	×	△ 要相談	300	○	○ 9項目	△	×	×	×	×	×	・改良土は、原則として土質立会（現場立会）を実施する。 ・八王子地区（2）へ搬入する場合、4t以上の搬入車両については、八王子採石協会に登録されているものに限る。（注8・9）	
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29	○	○	○	×	×	100	◎ ＋ 水素イオン	○ 2項目	×	×	○	○	×	○	・夜間、休日は60台/日以上であれば受入相談可。（注2・5）	
30	○	○	○	×	△	300	○	○ 9項目	△	×	×	×	×	×	（注8・9）	

[試験項目]

◎地質分析（土壌分析）試験について

- 試料の採取は、専門の機関に依頼してください。
- 地質分析試験は、必ず専門の機関（ **計量証明事業者（濃度）** ）に依頼してください。
- 土量によらず必ず実施してください。試験項目、試料採取方法等は受入地ごとに異なります。（当社に事前確認を）
- 試験頻度は、原則として土質区分毎、かつ同一土質区分で**５，０００m^3**毎に１回実施する。（異なる受入地有り）
- 試料は、１検体について５箇所から採取し、**５地点混合方式**で試験を実施します。（採取深度、平面位置は事前相談を）
- 計量方法は、「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示（平成３年８月２３日環境庁告示第４６号、最終改正　平成２８年３月２９日環境省告示第３０号）、または土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成１５年３月６日環境省告示第１８号、最終改正　平成２８年３月２９日環境省告示第３４号）、及び土壌含有量調査に係る測定方法を定める件平成１５年３月６日環境省告示第１９号、最終改正　平成２０年５月９日環境省告示第４９号）によります。

地　質　分　析　試　験　項　目

計量の対象		単位	基準値	計量方法
溶出試験（28項目）	カドミウム	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0102 55
	全シアン	mg/L	不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く)
	有機燐	mg/L	不検出	昭和49.9環告第64号付表1、日本工業規格 K0102 31.1のｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法以外のもの
	鉛	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0102 54
	六価クロム	mg/L	0.05以下	日本工業規格 K0102 65.2
	砒素	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0102 61
	総水銀	mg/L	0.0005以下	昭和46.12環告第59号付表1
	アルキル水銀	mg/L	不検出	昭和46.12環告第59号付表2、昭和49.9環告第64号付表3
	ＰＣＢ	mg/L	不検出	昭和46.12環告第59号付表3
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	クロロエチレン	mg/L	0.002以下	平成9.3環告第10号付表
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	0.004以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.1以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.04以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	1以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	0.006以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.03以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/L	0.002以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
	チ　ウ　ラ　ム	mg/L	0.006以下	昭和46.12環告第59号付表4
	シ　マ　ジ　ン	mg/L	0.003以下	昭和46.12環告第59号付表5第1、第2
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	昭和46.12環告第59号付表5第1、第2
	ベ　ン　ゼ　ン	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
	セ　レ　ン	mg/L	0.01以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
	ふっ素	mg/L	0.8以下	日本工業規格 K0102 34.1、34.1c(注(6)第3文を除く)、昭和46.12環告第59号付表6
	ほう素	mg/L	1以下	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	mg/L	0.05以下	昭和46.12環告第59号付表7
その他の試験	水素イオン	－	4以上9以下	日本工業規格 K0102、12.1
	油分	mg/L	15以下	昭和51年2月27日環境庁告示第3号
	備　考	受入地が 「相模原市葉山島」、「厚木市飯山(Ⅱ)」、「中井町雑色」、 「青梅地区（エ）～（コ）」、「八王子地区（２）」、 「相模湖鶴島土地改良区」　　の場合 →1,4-ジオキサンを除いた２７項目を実施する。 上記以外の受入地は２８項目実施する。		
含有量試験（11項目） 2項目	銅　（農用地）	mg/kg	125未満	昭和47.10総令66号
	砒素　（農用地）	mg/kg	15未満	昭和50.4総令31号
含有量試験（11項目） 9項目	水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	昭和46.12環告第59号付表1
	カドミウム及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 55
	鉛及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 54
	砒素及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 61
	六価クロム化合物	mg/kg	250以下	日本工業規格 K0102 65.2
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	4000以下	日本工業規格 K0102 34.1、34.1c(注(6)第3文を除く)、昭和46.12環告第59号付表6
	ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
	セレン及びその化合物	mg/kg	150以下	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
	シアン化合物	mg/kg	50以下	日本工業規格 K0102 38(38.1の方法を除く)
	備　考			

◎ダイオキシン類の含有濃度試験について

- 試験は、専門の機関（ **特定計量証明事業者** ）に依頼する。
- 試験結果は、「特定濃度計量証明書」または「試験成績書(分析結果)と特定計量証明事業者認定証写し」を提出する。
- 試験頻度は、土質区分毎、かつ同一土質区分で**５，０００ｍ^3**毎に１回実施する。
- 試料は、原則として、各層の深さ **５㎝**の土壌について、**５地点混合方式**で採取する。
- 基準値については、土壌 １，０００ｐｇ-ＴＥＱ/ｇ以下、水底の底質 １５０ｐｇ-ＴＥＱ/ｇ以下とする。
- 判断基準は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成１１年１２月２７日環境庁告示第６８号・最終改正：平成２１年３月３１日環境省告示第１１号）による。
- 検定方法は、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成２１年３月環境省）、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成２１年３月環境省）による。

◎土質試験について

- 試料は、各層の代表的な土を採取する。

試験項目	試験方法	試験頻度	
土粒子の密度試験	JIS A 1202	受入地が 「江戸川・中川ヤード」※ 「千葉市スポーツ公園」 「加須IC東地区」 「寄居スマートIC西地区」 「荒川下流松島左岸」 の場合 ↓ 土質区分毎に1回実施 ※「千葉市スポーツ公園」は土のpH試験は不要	受入地が **「秋ヶ瀬ヤード」** の場合 ↓ **土質区分毎、かつ同一土質区分で５，０００ｍ^{3}毎に１回実施**
土の含水比試験	JIS A 1203		
土の粒度試験	JIS A 1204		
突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210		
締固めた土のコーン指数試験	JIS A 1228		
土懸濁液の(pH)試験★	JGS 0211		
地盤材料の工学的分類	JGS 0051		
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		
土の湿潤密度試験	JIS A 1225		
土の透水試験	JIS A 1218	受入地が「荒川下流松島左岸」の場合 → 土質区分毎に1回実施	

※江戸川・中川ヤード ：「江戸川関宿ヤード」、「江戸川流山ヤード」、「江戸川右岸金杉ヤード」、「江戸川鍋小路ヤード」、「中川右岸須賀ヤード」、「中川右岸八條ヤード」

★:pH値は、水質汚濁防止法の許容限度 5．8以上8．6以下 を満足すること。

[注意事項]

※ 受入日は、日曜日・国民の祝日（振替日を含む）、夏季休暇（旧盆等）、年末年始を除く平常日とし、土曜日については別途受入地ごとに定める。
なお、受入時間は 8:30～16:30 が標準である。

※ 申請手続きに必要な標準処理日数

ＵＣＲ内審査
１週間 （全受入地）

ＵＣＲ外審査		
２週間	(独)都市再生機構審査	千葉市スポーツ公園
	千葉県土砂条例等手続き	市川港（中継基地）、八潮市垳（中継基地）、大磯町大磯港（中継基地） 横浜鈴繁埠頭（中継基地）、城南島（中継基地）
１週間	栃木県土砂条例等手続き	三郷市番匠免（中継基地）
	山梨県「土砂運搬適正化指導要領」他手続き	相模湖鶴島土地改良区
	和歌山県・愛媛県土砂条例等手続き	横須賀市久里浜港（中継基地）

※ これらの期間は標準的なものであり、案件や協議時期によっては多くの期間がかかることもあります。

※ 千葉県内の受入地に1工事当り5,000m^{3}を超える土砂を搬入する場合、千葉県「土砂運搬適正化対策要綱」に基づく協議が必要となります。

※ 試験に要する概ねの日数

・地質分析試験・・・約２週間
・ダイオキシン・・・約４週間
・土質試験・・・・・約２週間

なお、試験データー等必要な添付資料が無いものは受付できません。

平成２９年度　ＵＣＲ受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表

受入地名称		荒川下流松島左岸			江戸川関宿ヤード、江戸川流山ヤード 江戸川右岸金杉ヤード、江戸川鍋小路ヤード 加須IC東地区、寄居スマートIC西地区 秋ヶ瀬ヤード 中川右岸須賀ヤード、中川右岸八條ヤード		
		試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
特定有害物質試験	溶出試験	カドミウム	0.01mg/ℓ以下	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年3月6日環境省告示第18号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第34号）	カドミウム	0.01mg/ℓ以下	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年3月6日環境省告示第18号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第34号）
		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/ℓ以下		鉛	0.01mg/ℓ以下	
		六価クロム	0.05mg/ℓ以下		六価クロム	0.05mg/ℓ以下	
		砒素	0.01mg/ℓ以下		砒素	0.01mg/ℓ以下	
		総水銀	0.0005mg/ℓ以下		総水銀	0.0005mg/ℓ以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02mg/ℓ以下		ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02mg/ℓ以下	
		四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下		四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	
		ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.002mg/ℓ以下		ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.002mg/ℓ以下	
		1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/ℓ以下		1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/ℓ以下	
		1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1mg/ℓ以下		1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1mg/ℓ以下	
		ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/ℓ以下		ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/ℓ以下	
		1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1mg/ℓ以下		1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1mg/ℓ以下	
		1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006mg/ℓ以下		1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006mg/ℓ以下	
		ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.03mg/ℓ以下		ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.03mg/ℓ以下	
		ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/ℓ以下		ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/ℓ以下	
		1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002mg/ℓ以下		1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002mg/ℓ以下	
		チウラム	0.006mg/ℓ以下		チウラム	0.006mg/ℓ以下	
		シマジン	0.003mg/ℓ以下		シマジン	0.003mg/ℓ以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	
		ベンゼン	0.01mg/ℓ以下		ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	
		セレン	0.01mg/ℓ以下		セレン	0.01mg/ℓ以下	
		ふっ素	0.8mg/ℓ以下		ふっ素	0.8mg/ℓ以下	
		ほう素	1mg/ℓ以下		ほう素	1mg/ℓ以下	
		1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05mg/ℓ以下		1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05mg/ℓ以下	
	含有試験	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示第19号、最終改正平成20年5月9日環境省告示第49号）「昭和47.総令66号（最終改正平成12年.総令94号）、昭和50.総令31号（最終改正平成12年.総令94号）第1条第3項及び第2条」	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示第19号、最終改正平成20年5月9日環境省告示第49号）
		カドミウム及びその化合物	150mg/kg以下		カドミウム及びその化合物	150mg/kg以下	
		鉛及びその化合物	150mg/kg以下		鉛及びその化合物	150mg/kg以下	
		砒素及びその化合物	150mg/kg以下		砒素及びその化合物	150mg/kg以下	
		六価クロム化合物	250mg/kg以下		六価クロム化合物	250mg/kg以下	
		ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下		ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下	
		ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下		ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下	
		セレン及びその化合物	150mg/kg以下		セレン及びその化合物	150mg/kg以下	
		遊離シアン	50mg/kg以下		遊離シアン	50mg/kg以下	
		銅（農用地）	125mg/kg未満				
		砒素（農用地）	15mg/kg未満				
		ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類	1000pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）	ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類	1000pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）
土質試験		必要（詳細はUCRホームページ参照）			必要（詳細はUCRホームページ参照）		
試験頻度		1回/5,000㎥			1回/5,000㎥		

【改良土】

○石灰系改良土を受け入れることが可能な受入地は江戸川関宿ヤード、江戸川流山ヤード、江戸川右岸金杉ヤード、江戸川鍋小路ヤード、中川右岸須賀ヤード、中川右岸八條ヤード、加須IC東地区、寄居スマートIC西地区、青梅地区（エ）（オ）（カ）（キ）（ク）（ケ）（コ）、八王子地区（2）、相模湖鶴島土地改良区。

○要相談は千葉市スポーツ公園、相模原市葉山島、厚木市飯山（Ⅱ）、中井町雑色、横須賀市久里浜港。

・改良土についてはPH値が5．8以上8．6以下を満足すること。

・また、セメント系改良土は建設省技調発第48号による六価クロム溶出試験を実施すること。

受入地名称		相模原市葉山島 厚木市飯山（Ⅱ）			千葉市スポーツ公園			青梅地区（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ） 八王子地区（2） 相模湖鶴島土地改良区		
特定有害物質試験	溶出試験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
		ｶﾄﾞﾐｳﾑ	0.01mg/ℓ以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第30号）	ｶﾄﾞﾐｳﾑ	0.01mg/ℓ以下	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年3月6日環境省告示第18号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第34号）	ｶﾄﾞﾐｳﾑ	0.01mg/ℓ以下	「土壌汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第30号）
		全シアン	不検出		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/ℓ以下		鉛	0.01mg/ℓ以下		鉛	0.01mg/ℓ以下	
		六価クロム	0.05mg/ℓ以下		六価クロム	0.05mg/ℓ以下		六価クロム	0.05mg/ℓ以下	
		砒素	0.01mg/ℓ以下		砒素	0.01mg/ℓ以下		砒素	0.01mg/ℓ以下	
		総水銀	0.0005mg/ℓ以下		総水銀	0.0005mg/ℓ以下		総水銀	0.0005mg/ℓ以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02mg/ℓ以下		ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02mg/ℓ以下		ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02mg/ℓ以下	
		四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下		四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下		四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	
		ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.002mg/ℓ以下		ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.002mg/ℓ以下		ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.002mg/ℓ以下	
		1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/ℓ以下		1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/ℓ以下		1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/ℓ以下	
		1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1mg/ℓ以下		1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1mg/ℓ以下		1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1mg/ℓ以下	
		ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/ℓ以下		ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/ℓ以下		ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/ℓ以下	
		1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1mg/ℓ以下		1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1mg/ℓ以下		1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1mg/ℓ以下	
		1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006mg/ℓ以下		1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006mg/ℓ以下		1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006mg/ℓ以下	
		ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.03mg/ℓ以下		ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.03mg/ℓ以下		ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.03mg/ℓ以下	
		ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/ℓ以下		ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/ℓ以下		ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/ℓ以下	
		1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002mg/ℓ以下		1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002mg/ℓ以下		1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002mg/ℓ以下	
		チウラム	0.006mg/ℓ以下		チウラム	0.006mg/ℓ以下		チウラム	0.006mg/ℓ以下	
		シマジン	0.003mg/ℓ以下		シマジン	0.003mg/ℓ以下		シマジン	0.003mg/ℓ以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	
		ベンゼン	0.01mg/ℓ以下		ベンゼン	0.01mg/ℓ以下		ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	
		セレン	0.01mg/ℓ以下		セレン	0.01mg/ℓ以下		セレン	0.01mg/ℓ以下	
		ふっ素	0.8mg/ℓ以下		ふっ素	0.8mg/ℓ以下		ふっ素	0.8mg/ℓ以下	
		ほう素	1mg/ℓ以下		ほう素	1mg/ℓ以下		ほう素	1mg/ℓ以下	
					1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05mg/ℓ以下				
	含有試験	銅（農用地）	125mg/kg未満	「昭和47.総令66号（最終改正平成12年.総令94号）、昭和50.総令31号（最終改正平成12年.総令94号）第1条第3項及び第2条」	銅（農用地）	125mg/kg未満	「昭和47.総令66号（最終改正平成12年.総令94号）、昭和50.総令31号（最終改正平成12年.総令94号）第1条第3項及び第2条」	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示第19号、最終改正平成20年5月9日環境省告示第49号）
		砒素（農用地）	15mg/kg未満		砒素（農用地）	15mg/kg未満		ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	150mg/kg以下	
								鉛及びその化合物	150mg/kg以下	
								砒素及びその化合物	150mg/kg以下	
								六価クロム化合物	250mg/kg以下	
								ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下	
								ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下	
								セレン及びその化合物	150mg/kg以下	
								遊離シアン	50mg/kg以下	
								ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類※	150pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成21年3月環境省）
								※ 河川・湖沼から発生する水底土砂のみ実施。		
土質試験		不 要			必要(詳細はUCRホームページ参照)			不 要		
試験頻度		1回/5,000㎥			1回/5,000㎥			1回/5,000㎥		

受入地 名　称		中井町雑色			横須賀市久里浜港		
特定有害物質試験	溶出試験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
		カドミウム	0.01mg/ℓ以下	「土壌汚染に係る環境基準」 環境基本法に基づく告示（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正　平成28年3月29日環境省告示第30号）	カドミウム	0.01mg/ℓ以下	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」 （平成15年3月6日環境省告示第18号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第34号）
		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/ℓ以下		鉛	0.01mg/ℓ以下	
		六価クロム	0.05mg/ℓ以下		六価クロム	0.05mg/ℓ以下	
		砒素	0.01mg/ℓ以下		砒素	0.01mg/ℓ以下	
		総水銀	0.0005mg/ℓ以下		総水銀	0.0005mg/ℓ以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02mg/ℓ以下		ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02mg/ℓ以下	
		四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下		四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	
		ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.002mg/ℓ以下		ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.002mg/ℓ以下	
		1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/ℓ以下		1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/ℓ以下	
		1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1mg/ℓ以下		1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1mg/ℓ以下	
		ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/ℓ以下		ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/ℓ以下	
		1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1mg/ℓ以下		1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1mg/ℓ以下	
		1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006mg/ℓ以下		1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006mg/ℓ以下	
		ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.03mg/ℓ以下		ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.03mg/ℓ以下	
		ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/ℓ以下		ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/ℓ以下	
		1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002mg/ℓ以下		1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002mg/ℓ以下	
		チウラム	0.006mg/ℓ以下		チウラム	0.006mg/ℓ以下	
		シマジン	0.003mg/ℓ以下		シマジン	0.003mg/ℓ以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	
		ベンゼン	0.01mg/ℓ以下		ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	
		セレン	0.01mg/ℓ以下		セレン	0.01mg/ℓ以下	
		ふっ素	0.8mg/ℓ以下		ふっ素	0.8mg/ℓ以下	
		ほう素	1mg/ℓ以下		ほう素	1mg/ℓ以下	
					1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05mg/ℓ以下	
	含有試験						
土質試験		不要			不要		
試験頻度		1回/5,000㎥			1回/4,000㎥		

受入地 名　称		市川港 ※ 三郷市番匠免 大磯町大磯港 横浜鈴繁埠頭 ※			八潮市垳 城南島		
特定有害物質試験	溶出試験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
		カドミウム	0.01mg/ℓ以下	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年3月6日環境省告示第18号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第34号）	カドミウム	0.01mg/ℓ以下	「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年3月6日環境省告示第18号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第34号）
		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/ℓ以下		鉛	0.01mg/ℓ以下	
		六価クロム	0.05mg/ℓ以下		六価クロム	0.05mg/ℓ以下	
		砒素	0.01mg/ℓ以下		砒素	0.01mg/ℓ以下	
		総水銀	0.0005mg/ℓ以下		総水銀	0.0005mg/ℓ以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02mg/ℓ以下		ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02mg/ℓ以下	
		四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下		四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	
		ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.002mg/ℓ以下		ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.002mg/ℓ以下	
		1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/ℓ以下		1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/ℓ以下	
		1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1mg/ℓ以下		1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1mg/ℓ以下	
		ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/ℓ以下		ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/ℓ以下	
		1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1mg/ℓ以下		1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1mg/ℓ以下	
		1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006mg/ℓ以下		1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006mg/ℓ以下	
		ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.03mg/ℓ以下		ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.03mg/ℓ以下	
		ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/ℓ以下		ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/ℓ以下	
		1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002mg/ℓ以下		1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002mg/ℓ以下	
		チウラム	0.006mg/ℓ以下		チウラム	0.006mg/ℓ以下	
		シマジン	0.003mg/ℓ以下		シマジン	0.003mg/ℓ以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下		チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	
		ベンゼン	0.01mg/ℓ以下		ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	
		セレン	0.01mg/ℓ以下		セレン	0.01mg/ℓ以下	
		ふっ素	0.8mg/ℓ以下		ふっ素	0.8mg/ℓ以下	
		ほう素	1mg/ℓ以下		ほう素	1mg/ℓ以下	
		1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05mg/ℓ以下		1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05mg/ℓ以下	
					水素イオン濃度	5.8以上8.6以下（城南島） 4.0以上9.0以下（垳）	
	含有試験	銅（農用地）	125mg/kg未満	「昭和47.総令66号（最終改正平成12年.総令94号）、昭和50.総令31号（最終改正平成12年.総令94号）第1条第3項及び第2条」	銅（農用地）	125mg/kg未満	「昭和47.総令66号（最終改正平成12年.総令94号）、昭和50.総令31号（最終改正平成12年.総令94号）第1条第3項及び第2条」
		砒素（農用地）	15mg/kg未満		砒素（農用地）	15mg/kg未満	
土質試験		不要			不要		
試験頻度		1回/5,000㎥			1回/5,000㎥		

【注意】

※ 市川港、横浜鈴繁埠頭は特定有害物質基準値の8割までを受入対象とする。

※試料採取方法は受入地により異なるため、必ず事前に当社担当に確認してください。
事前の確認がない場合、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。
※「市川港」「八潮市垳」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「横須賀市久里浜港」「城南島」へ搬出する場合の試料採取方法等は次頁を参照してください。

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影

（５地点混合方式）

現場内で偏らないよう採取地点（No.１～No.５）を決定する。

（受入地の所在する都県市による採取方法の指示や掘削現場の広さなどにより採取方法が異なる場合もあります。試料採取前に担当者にご相談願います。）

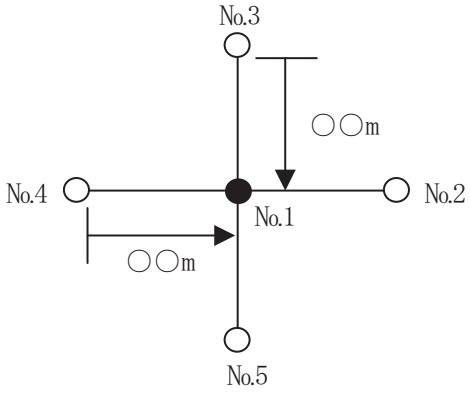

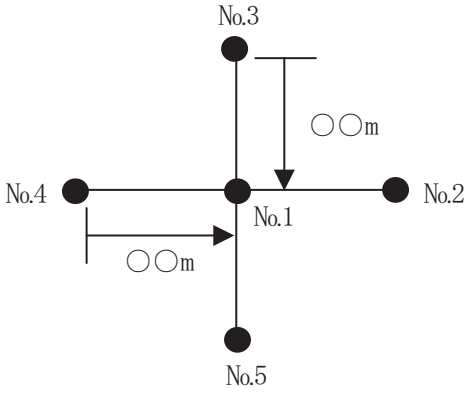

（凡例）試料採取位置
● 揮発性物質を含む地質分析試験全項目用
○ 揮発性物質を除く地質分析試験項目用

（道路工事等で延長が長い現場）

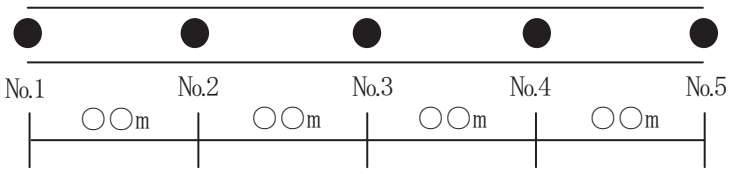

① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
② 上図No.１～No.５の各箇所で試料を採取する。
深さは各地層の概ね50㎝程度。（ダイオキシン類の含有濃度試験は深さ５㎝。）
③ 試料は**チャック付ビニール袋等の密閉容器**に入れる。
（**揮発性物質検定用は、遮光性のガラスビン**に隙間がないように詰める。）
④ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。
⑤ **各試料採取箇所の写真撮影**（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
⑥ 各試料採取後**１箇所に５箇所分の試料をまとめ、写真撮影**をする。
⑦ 採取した試料は**専門の機関で５試料を混合**し、試験を行う。

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験試料採取状況写真用黒板記入例

工事件名	○○○○○新築工事	
試料採取場所	No.1　GL－3.5m	
地質分析（濃度）試験試料採取状況 試料採取者 所属　㈱○○○○ 氏名　○○○○○ 採取年月日　平成○○年○○月○○日		
施工者	○○○○建設	立会者　○○○○

○写真はカラー写真。
○検査試料採取調書と連動します。
○工事名、採取場所、採取深度などが分かるように。
○深さは地盤高さ（ＧＬ）からの下がりとします。

採取日の当日又は翌日までに専門機関に分析を依頼してください。

※p.72 に写真撮影方法を図示

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。
事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

千葉県等に搬出する受入地における試料採取方法及び写真撮影

（「市川港」「八潮市垳」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「横須賀市久里浜港」「城南島」）
（５地点混合方式）

（凡例）試料採取位置
● 揮発性物質を含む地質分析試験全項目用

【敷地が四角に近い場合の試料採取】

※5,000 ㎥毎に１検体（５試料）採取してください。
（横須賀市久里浜港は 4,000 ㎥以内毎）

（掘削平面）
〇現場内で偏らないよう５地点採取する。

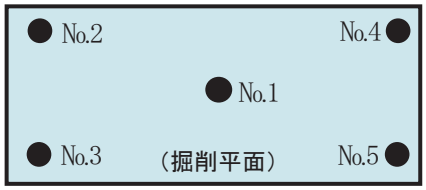

（掘削断面）
〇採取深さは、表土部分から掘削床付け部分までバランス良く採取する。
（例）掘削深さ 5mの場合
GL-0.5m、-1.5m、-3.0m、-4.0m、-5.0m　で採取する。

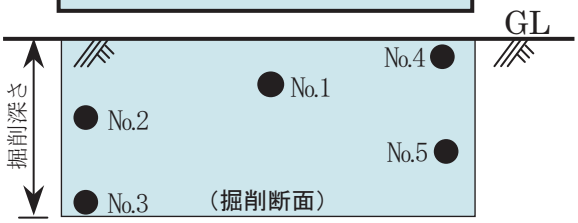

（横須賀市久里浜港：No.２～No.５は揮発性物質を除く地質分析試験項目用としてください。）

【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

（掘削平面）
〇延長方向で５地点採取する。

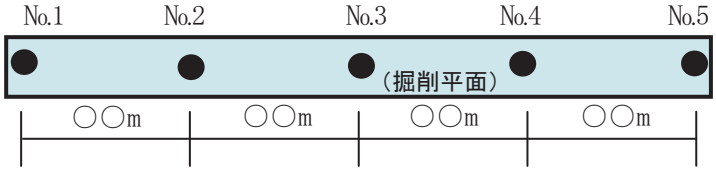

（掘削断面）
〇採取深さは、表土部分から掘削床付け部分までバランス良く採取する。

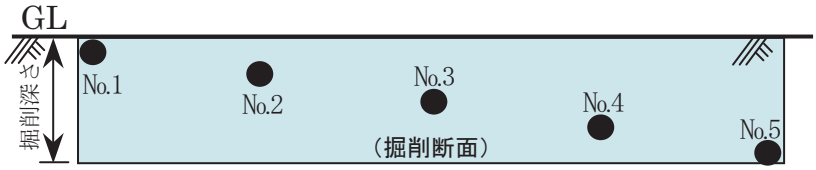

（横須賀市久里浜港：No.１、No.２、No.４、No.５は揮発性物質を除く地質分析試験項目用としてください。）

※汚染土の可能性のある場合は、検体数を増やす必要がありますので別途ご相談ください。

【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
② 上図 No.１～No.５の各箇所で試料を採取する。
③ 試料は各地点において、**チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取**し、隙間ができないよう密閉する。
④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、前頁の記入例を参考にしてください。
⑤ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。
⑥ **各試料採取箇所の写真撮影**（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
⑦ 各試料採取後、**１箇所に５箇所分の試料（チャック付ビニール袋５個、ガラス瓶５個）をまとめ、写真撮影**をする。
⑧ 採取した試料は**専門の機関で５試料を混合**し、試験を行う。
⑨ 「横須賀市久里浜港」へ搬入する場合、試料採取は必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。

試料採取状況写真の撮影方法

試料採取状況の写真は次の７枚以上が必要です。

1　全景写真（１枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。
全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。

※採取地点は偏らないように全体に配置してください。

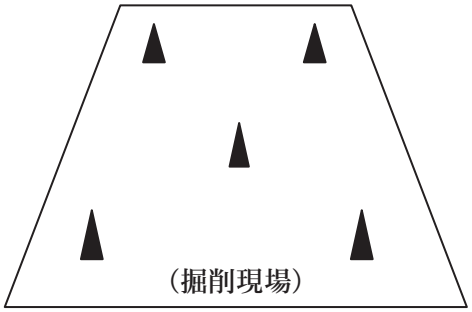

（掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合）

（道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合）

2　試料採取状況写真（各試料採取地点１枚以上）

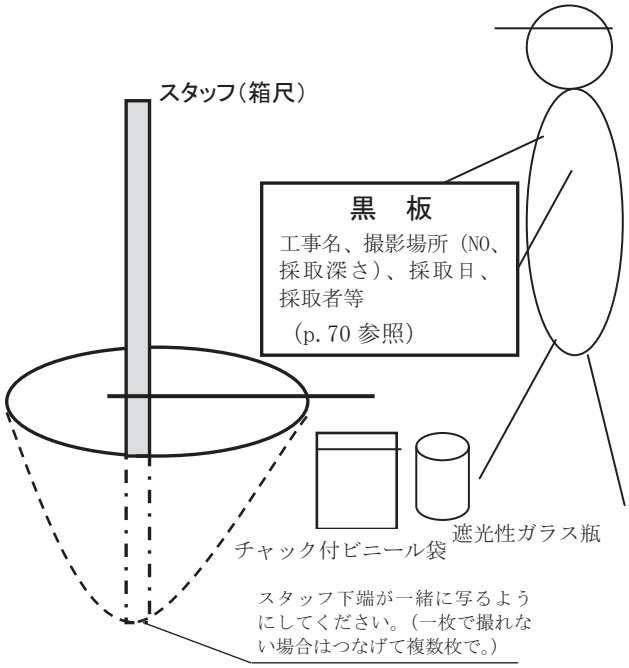

① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラスビンに詰めてください。
② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。
③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるように）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料が一緒に写るように撮影してください。（１枚では写らない場合は２枚以上に分けて撮影してください。）
※ ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

3　採取試料の集合写真（原則、No.1 の地点に５地点の試料を集合し、撮影。）

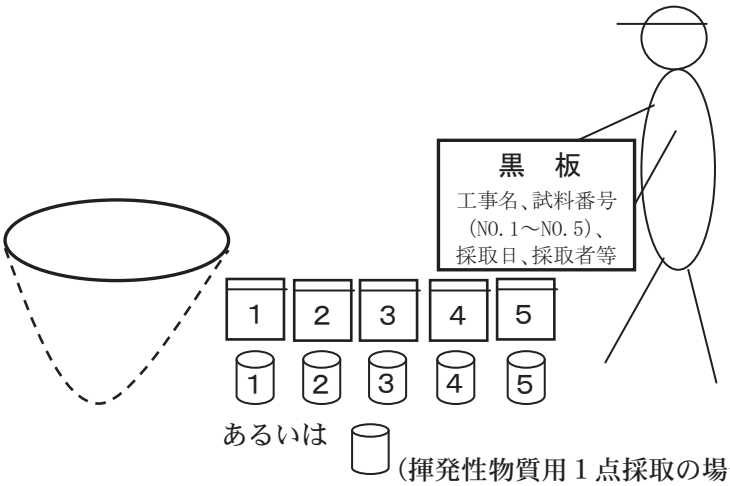

（揮発性物質用１点採取の場合）

① 各地点で採取した試料を１か所に集めてください。
② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料５、遮光性ガラス瓶入り試料５あるいは１）を並べて、黒板を添えて撮影します。
③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。
（試料採取の翌日までの依頼が必須です。）

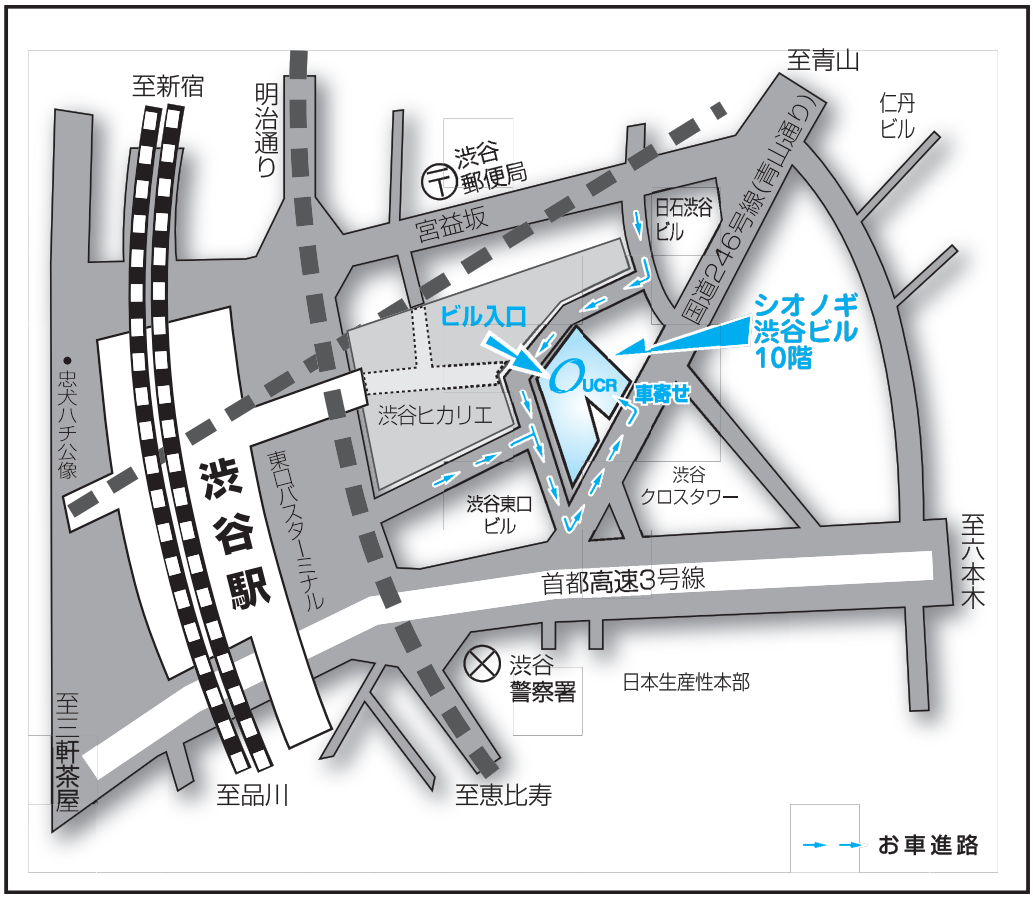

交通のご案内

渋谷駅(JR、東急、京王井の頭、東京メトロ各線)より徒歩3分。

なお、シオノギ渋谷ビルに時間貸駐車場はございません。

お車でお越しの場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

UTILIZATION of CONSTRUCTION RESOURCES CENTER
株式会社 建設資源広域利用センター
〒150-0002 渋谷区渋谷二丁目17番5号 シオノギ渋谷ビル10階
TEL 03(6427)3366(首都圏課) FAX 03(5464)7025
URL : http://www.ucr.co.jp

建設発生土は貴重な資源です。
この冊子は再生紙を使用しています。